

# 総論

## 経済連携に向けた規律の策定

### 1. 本報告書における経済連携協定の位置づけ

世界全体において、EPA/FTAの数は急激に増加している。WTOへの通報件数を見ると、1990年には27件に過ぎなかった地域貿易協定（FTA/EPA、関税同盟等）は、2013年1月10日時点で546件にまで急速に増大している<sup>1</sup>。狭義の自由貿易協定（FTA）が、域内での物品関税の撤廃やサービスの自由化を行うものであるとすると、EPAは更に広く、投資環境の整備や知的財産保護の強化、技術協力、人的交流の拡大等を含むことを示す概念である<sup>2</sup>。更に、これらEPAの要素のうち、投資財産の保護、送金の自由、外資規制への規律等を抜き出して作成される二国間投資協定（BIT）の締結数も世界的に増えている。我が国は、2012年2月現在、13の国・地域との間でEPA/FTAを、15の国・地域との間で投資協定をそれぞれ発効させている。

EPA/FTA急増の背景としては、いくつかの要因が考えられる。EUという巨大な域内市場の成立とその後の拡大は、NAFTAやAFTA（アセアン自由貿易地域）の成立を促したと想像される。また、関税同盟やEPA/FTAの成立は、貿易転換効果によって不利益を受ける非加盟国に対し、それら関税同盟・EPA/FTA加盟国と関税同盟・EPA/FTA等の地域貿易協定を締結させるインセ

ンティブをもたらす。例えば、東アジアにおいては、ASEAN域内でのFTA（AFTA）が1993年に発効した後、「ASEAN+1」のFTA網が形成され、2010年1月までに、日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドとASEANとのFTA（物品分野）が発効した。（EPA/FTAを巡る世界の動きについては、次節「世界における経済連携の動向」を参照）。

EPA/FTAは、特定の地域間で特別な取決めに定める協定であり、国際経済ルール上、WTO体制の第一の原則である最恵国待遇義務の例外として位置づけられている。GATT及びGATSが、物品・サービスの自由貿易協定を設立することが例外的に許容される場合についての要件を定めている（第Ⅱ部第15章「地域貿易協定」参照）。

しかしながら、WTOにおけるマルチ（多国間）の通商政策への取組と、二国間又は多国間のEPA/FTAの取組とは、相互に補完し合うものである。米国、EU、アジアの三大市場において進展する経済連携の取り組みや、アジア太平洋地域でAPEC（アジア太平洋経済協力）において進められている地域協力の取り組みは、WTOの多角的自由貿易体制を支え、ひいては世界全体での貿易・投資の自由化に貢献していくことが期待され

1 WTOウェブサイトより [http://www.wto.org/english/tratop\\_e/region\\_e/region\\_e.htm](http://www.wto.org/english/tratop_e/region_e/region_e.htm)

2 近年のFTAの中には投資環境整備等のEPAの要素を含むものもあり（例：韓米FTA）、EPAとFTAの区別は厳密なものではない。

る。WTOのラウンド交渉と比較して、EPA/FTAでは、関税やサービスの自由化のみならず、投資ルールを整備、人的交流の拡大など、幅広い分野について、協定構成国間で経済実態に即したルール、協定を機動的に締結することが可能である。

具体的なEPA/FTAの締結によるメリットとしては、以下の点が挙げられる。

i) 域内企業間の競争と、域内での経営資源の最適配置が可能になることにより、企業の収益力が改善されるとともに、国内の経済構造の改革が促進される。また、相手国・地域の我が国にとっての直接投資先としての魅力が向上する。

ii) 関税の撤廃、投資の自由化、諸制度の調和等を通じて、我が国にとって重要な市場への優先的アクセスが得られることにより、貿易・投資の機会が拡大するとともに規模の経済による利益を享受することが可能になる。

iii) 基本的な考え方を共有する国・地域との間で通商ルールの策定を迅速に行うことにより、WTOにおいてルールが形成されていない分野での制度構築を先取りすることが期待できる。ま

た、当該ルールの浸透により、WTOでの同一分野の議論において主導権を確保しやすくなる。

以上のようなEPA/FTAのメリットは、他国に先んじてEPA/FTAを締結することによって得られる一方で、逆に、第三国間でFTA/EPAが締結されることになれば、先に述べた貿易転換効果により、EPA/FTAを締結していない国やその企業は、不利な立場に置かれることになる。

本報告書の第Ⅰ部、第Ⅱ部では、WTO協定に基づく権利・義務の観点から主要国の貿易政策を評価したが、世界的に急増するEPA/FTAやBITで規律されるルールについても、各国政府による遵守を確保するとともに、こうしたルールそれ自体のWTO協定整合性を確保するよう注視していくことが重要である。こうした観点もふまえ、第Ⅲ部においては、日本が締結したEPA/FTA及び投資協定を中心に、国際経済ルールの規律内容を解説し、関連する各国の措置について検討する。第三国間で締結されたEPA/FTAや投資協定についても、最近の主要な事例を紹介する。

---

## 2. 世界における経済連携の動向

---

### (1) 世界全体の概観

冷戦が終結し、新たな国際経済システムが模索されるなかで、まず欧米が地域経済統合の動きを加速化させた。EUの域内市場統合計画による単一市場の形成（1992年）、NAFTA発足（1994年）を軸として、欧米諸国は、まず経済関係の深い近隣の地域内での貿易・投資の高度な自由化・円滑化により、市場の拡大や生産拠点の効率化を通じた企業収益の改善、経済構造改革等を目指す取組を積極的に推進していった。

その後、WTOシアトル閣僚会議の決裂（1999年）は、WTOにおける多国間での自由貿易推進の難しさを顕在化させ、二国間あるいは地域国間でのFTA/EPA締結を世界的な潮流として、更に

加速させることになった。

また、シアトル閣僚会議以降、FTA/EPAに関して以下三点の新たな傾向が見られるようになる。

第一には、協定において扱われる分野として、関税・非関税障壁の撤廃のみならず、投資、競争、環境、経済協力、人の移動など、新たな分野に関するルールの整備が含まれるケースが増えたことである（従来のFTAの要素に加えて、域内のモノ、サービス、人、資本の移動の更なる自由化、円滑化を図るため、水際及び国内の規制の撤廃や各種経済制度の調和等を行うなど幅広い内容を含むEPAを我が国が結んできたのはその一例）。このように、WTO協定がカバーしていない様々な分野について、締約国間で、その経済実

態に即した国際経済ルールを迅速・機動的に整備できることが、FTA/EPAの1つの利点である。

近年のFTA/EPAの第二の特徴としては、近隣国間での「地域統合」型のFTA/EPAとともに、近接しない国・地域間でのFTA/EPAを締結する動きが活発化していることが挙げられる（EUメキシコFTA、EFTAメキシコFTA、韓国EU・FTA、韓国・米国FTA、EU南アフリカFTAなど）。このようなFTA/EPAを締結する背景には、経済的に重要な国・地域へのアクセスに関して有利な条件を獲得することにより、貿易の「ハブ」としての機能を獲得し、また投資先としての自国の魅力を高めて雇用の増大などにつなげようとする狙いや、FTA/EPAがないことにより生じた不利益を解消しようとする狙い等があると考えられる。

更に、第三に、「地域統合」型のFTA/EPAや広域経済連携の動きが各地域において見られることが挙げられる。WTOのカンクン閣僚会議決裂（2003年9月）後の米州における「地域統合型」のFTA/EPAの進捗は特に著しく、2003年11月には、米州34か国がFTAA（米州自由貿易地域）の創設に向けて枠組みに合意（現在は交渉を中断）したほか、メルコスール（南米南部共同市場）とアンデス共同体が2003年12月、自由貿易地域創設のための枠組み協定に署名した。また、米国と中米諸国とのFTA（DR-CAFTA）も2004年8月に署名され、国ごとに順次発効している。アジア地域では、2012年11月に、東・東南アジア全域をカバーするRCEP（ASEAN10か国と日中韓印豪NZが参加）の交渉立ち上げ、及び日中韓FTAの交渉開始が、それぞれ宣言された。

## （2）主な地域統合の概観と各国等の動向

### ①米州

#### （a）北米自由貿易協定（NAFTA：North American Free Trade Agreement）の概観

カナダ、米国、メキシコの3か国で構成される北米自由貿易協定（NAFTA）は、1992年12月に

調印され、1994年1月に発効した。同協定は、域内での貿易障害の除去、国際協力の枠組みの確立等を目的とし、モノ及びサービスの通商規則（域内関税・数量制限の撤廃、原産地規則等）に加えて、投資、知的財産権、競争政策の各分野のルールを規定している。NAFTA諸国は、中南米諸国との関係強化を進めており、既にチリとの間では、カナダ、米国、メキシコの3か国ともFTAを締結している。

#### （b）米州自由貿易地域（FTAA：Free Trade Area of the Americas）の概観

FTAAは、キューバを除く米州34か国による自由貿易地域を創設する構想である。2005年12月までの協定発効を目指して交渉が進められたが、米国が盛り込もうとする投資、知的財産権、労働・環境等の取扱いについてブラジルが反対し、メルコスールが求める農業補助金撤廃に関しては米国がWTOで扱うべきとして反対したことにより、交渉は難航した。具体的な交渉が行われないまま、2005年11月、米州サミット（キューバを除く米州34か国の首脳会議）では、メルコスール・ベネズエラがFTAA推進に否定的な立場をとったため、FTAAの交渉は完全にストップし、その後現在に至るまで交渉再開の目処は立っていない。

#### （c）南米南部共同市場（MERCOSUR：Mercado Comun del Sur）の概観

1995年1月に発効した南米南部共同市場（メルコスール）は、ブラジル、アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイ及び2006年7月に正式加盟したベネズエラを加えた5か国で構成される関税同盟である（パラグアイのみ未批准）。なお、ベネズエラは、今後、加盟国として、対外共通関税への統合と域内関税の廃止が必要となっている。また、1996年にはチリ、ボリビアと、2003年にはペルーと2004年にはコロンビア、エクアドルと経済補完協定を締結し、これら5か国を準加盟国とし



ている（メキシコを準加盟国とする動きもある）。メルコスールの統合については、現在、ウルグアイ及びパラグアイがメルコスールによる恩恵を受けられていないと域内不均衡に不満を示しており、ウルグアイは独自に米国、中国、インド等とのFTAを模索する動きを示している。2012年6月には、パラグアイの大統領弾劾に対して、パラグアイのメルコスールへの参加権が停止される事態となり、メルコスールはその維持・拡大・深化の在り方が問われている。EUとのFTA交渉については、2000年4月に交渉を開始後、農産品等の扱いで交渉が一時頓挫したが、2010年5月に交渉再開が宣言された。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。

アンデス共同体とは2003年12月にFTAを締結し、2005年6月のメルコスール首脳会合では、相互に各加盟国を準加盟国として扱っていくことが確認され、南米共同市場の強化を図っている。その他、メルコスールはイスラエル（2007年12月署名、2010年4月発効）、エジプト（2010年署名、未発効）、パレスチナ（2011年署名、未発効）ともFTA交渉を終えているほか、中国、韓国、インド、パキスタン、GCC（湾岸協力会議）、モロッコ、カナダ、メキシコ、パナマ、キューバ、ドミニカ共和国、中米統合機構（SICA：グアテマラ、エルサルバドル、コスタリカ、ニカラグア、ホンジュラス、パナマ、ベリーズ）、カリブ共同体（CARICOM：カリブ諸国14か国と1地域）、南アフリカとの間で特惠貿易協定（PTA）交渉及び共同研究等を通じて、将来のFTA交渉の可能性を睨んだ取組を進めている。

我が国との関係では、2012年11月に開催された

第1回日・メルコスール経済緊密化のための対話において、両国のFTA/EPAの取組について情報交換を行うとともに、ビジネス環境改善について、日本側よりメルコスール側に対して要望を行った<sup>3</sup>。

#### (d) アンデス共同体（CAN：Comunidad Andina）の概観

1969年に発効したアンデス地域統合協定を1996年に改組して設立されたアンデス共同体は、コロンビア、ペルー、ボリビア、エクアドルの4か国で構成される関税同盟である（ベネズエラは2006年4月に脱退表明。2005年7月、メルコスール諸国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイ、ウルグアイ）が準加盟国として参加。チリは2006年9月に準加盟）。域内関税について、コロンビア、ボリビア、エクアドルは1993年までに撤廃し、ペルーは97年から引き下げを開始し、2005年12月末に完全撤廃しており、2006年1月、自由貿易市場がスタートした。対外共通関税については、4段階の新対外共通関税を2004年までに適用する予定であったが、加盟国間の利害の不一致及びコロンビア、ペルー、エクアドルの対米FTA交渉により一時議論が停滞し、このうちコロンビア、エクアドルに関しては新対外共通関税を開始した。ペルーに関しては2008年1月31日まで発効を停止することが合意されていたが、その後、進捗が見られていない。他地域との間では、2006年6月にEUとの経済連携協定の交渉開始を求めるEU首脳宛書簡に4か国首脳が署名し、2007年6月にEUとアンデス共同体とのFTA交渉が開始された。しかし、交渉は、2009年1月からEUとコロンビア、ペルー、エクアドルとの通商協定交渉へと変化し、2010年3月にEUとコロンビア、ペルーと

3 仮に、我が国がメルコスールとのEPAとブラジル等のメルコスール加盟国とのEPAを締結した場合には、日ASEAN経済連携協定のように、二国間の協定と多国間の協定を調整する規定を置く必要があると考えられる。一般的に、既に協定が存在する分野において新たに協定を締結する場合には、その内容及び必要に応じ、両者の適用関係につき調整規定を置く等の手当を行うことが多い。例えば、日ASEANの経済連携協定では、第10条で、他の協定に基づき他の締約国に対して負っている権利・義務を再確認するなどの規定を置き、二国間EPAと日ASEAN協定を併存させる形をとっている。

の間でのみ大筋合意し、2012年6月にEU・コロンビア、ペルー通商協定の署名に至った。アンデス共同体域内国と米国との二国間FTAについては、2009年2月にペルーとのFTAが発効し、2006年に署名したコロンビアとのFTAについても、再合意を経て2012年5月に発効した。

#### (e) 地域統合に向けた各国の主な動き

##### (i) 米国

米国は1990年代までは、前述の北米自由貿易協定（NAFTA）並びにヨルダン及びイスラエルそれぞれとの二国間FTA以外にはFTAを締結していなかったが、2002年通商法（貿易促進権限（TPA）を含む）の成立を契機に、チリ、シンガポールをはじめとしてFTA交渉を積極的に展開し始めた。2003年9月のWTOカンクン会合において「ドーハ開発アジェンダ」の中間合意が達成できなかったことにより、この動きを更に加速させた。米国は、FTAを単なる貿易自由化にとどまらず、相手国の貧困からの脱却や経済改革への支援、加えて安全保障やテロ対策の観点からも同盟関係構築のツールとして位置づけている。米国は、中南米、アジア・オセアニア、中東、アフリカと全世界規模でFTAを展開する意図を示している。中米5か国（エルサルバドル、グアテマラ、ニカラグア、ホンジュラス、コスタリカ）及びドミニカ共和国とのFTA（DR-CAFTA）については、2004年8月に署名、2005年7月に議会承認が行われ、2009年1月にコスタリカとのFTAが発効したことにより、6か国全てとFTAが発効している。

また、オマーンとのFTAは、2006年1月に署名、2009年1月に発効した。更に、アンデス諸国（コロンビア、ペルー、エクアドル）とのFTAについては、ペルーとの間で2006年4月署名、2007年12月議会承認、2009年2月に発効した。2006年に署名したコロンビアについても、再合意を経て2012年5月に発効した。エクアドルとの間では2006年5月以降交渉が中断している。また、パナ

マとのFTAについては2007年6月に署名し、2012年10月に発効した。2007年6月にも署名した韓国とのFTAは、当初アメリカ議会での批准の見込みが立っていなかったが、両国間で改めて交渉を実施した結果、2010年12月に再度の交渉合意に至り、両国議会の承認を経て、2012年3月に発効した。

2013年2月時点では、以上の他、シンガポール、チリ（いずれも2004年1月～）、豪州（2005年1月～）、モロッコ（2006年1月～）、バーレーン（2006年1月～）との間でFTAが発効している。

その他、米国が交渉を開始した協定として、米州自由貿易地域（FTAA：キューバを除く北中南米34か国、ただし現在は交渉中断中）、南部アフリカ関税同盟（ボツワナ、レソト、ナミビア、南アフリカ、スワジランド）、タイ、マレーシア、アラブ首長国連邦とのFTAがある。また、2006年11月には、APEC地域におけるアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）を提案した。2009年11月には、オバマ大統領がTPP（環太平洋パートナーシップ協定）への関与を表明し、翌12月には米議会へ交渉開始を通知した。2010年3月には、第1回TPP交渉会合が行われ、2013年3月末までに計16回の交渉会合が開かれている。（FTAAP及びTPPの動きについては③（d）、（iii）環太平洋パートナーシップ協定の項を参照）

また、欧州連合（EU）との間では、2011年11月に設置されたFTA交渉開始に向けた高級作業部会が、2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、同月の米EU首脳共同声明にて、FTA交渉入りに向けた手続開始が宣言された。

##### (ii) メキシコ

メキシコは、2005年4月から発効した日メキシコ経済連携協定をはじめ、これまで、米国、カナ

ダ、ペルー、EU(EUの項参照)、EFTA、イスラエル及びいくつかの中南米の国々などと、計13本のFTAを締結している。また、2005年9月、韓国とも包括的な「経済補完戦略協定」の締結を目指すことで合意し、2006年2月から交渉を開始したが、韓国が対米FTA交渉に注力していたこともあり、2006年6月までの第3回交渉以降、進展がみられなかった。しかし、2006年12月のカルデロン新政権発足以降、メキシコの通商交渉政策がより経済開放的な方向に転換し、2007年8月、韓国とメキシコの両国政府は、「経済補完戦略協定」からFTAに格上げして締結交渉を開始することを発表した。2008年6月以降に交渉が事実上中断した。その後、2012年6月の韓国・メキシコ首脳会談で、交渉再開に合意した。

### (iii) チリ

チリはこれまで、カナダ、メキシコ、コスタリカ、エルサルバドル、ホンジュラス、グアテマラ、米国、韓国、EFTA、中国、パナマ、ペルー、コロンビア、豪州、トルコ、マレーシア、ベトナム、EU、エクアドルとは経済連携協定を、シンガポール、NZ、ブルネイとは環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を、その他の中南米諸国及びインドとは経済補完協定又は部分関税協定を署名又は発効させている。更に、タイとはFTA締結に向けて交渉を開始している。また、我が国とは、2006年2月よりEPA交渉を開始し、2007年3月に署名、同年9月に発効した。

## ②欧州

### (a) 欧州連合(EU: European Union)の概観

1957年3月に調印されたローマ条約に基づき1958年1月に発足した欧州経済共同体(EEC)は、「モノ・サービス・人及び資本」の4つの移動の自由化を実現した共同市場の創設を目指すもので、1968年に関税同盟と共通農業政策を完成させた。また、1992年を期限とする域内市場統合計画の完成による域内障壁の撤廃を経て、1993年には経済・通貨の統合だけでなく政治的な面での統

合も促進させるマーストリヒト条約が発効し、12か国で構成される「欧州連合(EU)」が発足した。その後、1995年1月にはオーストリア、フィンランド、スウェーデンが新規に加盟して15か国となった。更に同条約を改正したアムステルダム条約、ニース条約がそれぞれ1999年5月、2003年2月に発効した。また、中東欧諸国を中心とする10か国、ポーランド、ハンガリー、チェコ、スロバキア、スロベニア、エストニア、リトアニア、ラトビア、キプロス及びマルタが2004年5月に正式加盟し、25か国となった。また、ルーマニア及びブルガリアが2007年1月に加盟し、EUは27か国体制に移行した。また、2013年7月にはクロアチアが新たにEUに加盟予定である。

拡大を続けるEUでは、求心力の維持と統合の深化を図るために、2004年に欧州憲法条約を採択し、同年10月にEU全加盟国首脳間で本条約に調印した。各加盟国が批准することとなったが、フランス、オランダにおいて欧州憲法条約批准が国民投票で否決された。このため2007年6月、欧州憲法条約の内容を基本的に継承しつつ、「憲法」的要素を排除した改革条約案の作成に合意し、2007年10月、リスボンにおけるEU非公式首脳会合において、改革条約案が合意された。2007年12月、リスボンにおいて改革条約(「リスボン条約」)の署名が行われ、全加盟国による批准のプロセスを経て2009年12月1日に発効した。

### (b) EUのFTA締結の動き

EUは、周辺諸国とのFTAを積極的に展開してきた。1994年1月に、スイスを除くEFTA加盟国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン、及び当時EU未加盟だったスウェーデン・フィンランド・オーストリアの計6か国)と、自由貿易地域より進んだ「ヒト、モノ、資本及びサービスの自由移動、研究開発、環境等の分野における協力の強化、拡大」を内容とした「欧州経済地域(EEA: European Economic Area)」を発足させた。また、地中海諸国との間においても1970年代



に締結した協定の代わりに、貿易自由化、投資・サービスの自由化を規定した新たな欧州・地中海諸国の自由貿易協定の交渉を進めており、シリアを除く地中海諸国と連携協定を結んで自由貿易地域を創設。現在これをさらに深化させ、サービスや投資、政府調達、規制分野を含めた自由貿易地域を目指している。

EUは、これら周辺諸国以外にも、広範な地域とFTAを通じた地域協力関係の構築を進めている。1975年からロメ協定によって経済支援関係を維持していたアフリカ・カリブ海・太平洋諸国(ACP諸国) 77か国とは、2000年6月にロメ協定を改めてコトヌ協定を締結した。本協定に基づき2002年9月からはEUとACP諸国内の地域統合グループ(アフリカ4地域、カリブ海地域、太平洋諸国地域の計6地域)との交渉が開始された。2007年末までにACP内でいくつかの地域統合と中間協定を締結し、経済連携協定の締結へ向けて交渉を行っている。

中南米諸国とは、まず政治協力も含めたメキシコ・EU自由貿易協定が2000年7月に発効した。本協定は、知的財産権や政府調達、競争、投資等を含んだ包括的なものである。市場アクセスに関しては、鉱工業品では100%、サービスではオーディオ・ビジュアル、航空輸送、海運を除いて自由化した。本協定の発効により、EUは、中南米のみならずNAFTAへの足がかりを作ることができた。一方、メキシコは、米国とEUという二大市場とFTAを締結することによって米国への過度の依存を緩和するとともに、ハブ機能を持つことによって、更なる貿易・投資の拡大を期待できるようになった。また、EUは、チリとの間でも、FTAを含む経済枠組協力協定を2002年11月に発効した。更に、EUはメルコスールとの間で1995年12月に、地域間協力枠組協定に署名した。これをうけて、技術協力の推進、投資促進への法環境整備等を含む包括的な政治経済連携を目指すEU-メルコスール連合協定交渉が、2000年4月に開始された。双方の間では、農産物市場開放に

関する双方の意見の隔たりが大きく、交渉は一時頓挫したものの、2010年5月に交渉を再開した。EUがメルコスールに対して投資・サービスに関するより大きな譲歩を求めている一方、メルコスールはEUに対して農産物・食品市場の一層開放を求めている。湾岸協力会議(GCC:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦)とは、1990年にFTA交渉を開始し、交渉の一時中断を経て、2002年に交渉を再開している。

アジア諸国については、2006年10月に発表された欧州委員会の対外戦略を記した「Global EUROPE competing in the world」において、韓国、ASEAN、インドとのFTA交渉に高い優先順位を設定している。これを受けて、韓国とは、2007年5月から交渉を開始し、2010年10月に正式署名するとともに、2011年7月に暫定発効した。インドとは、2007年6月に交渉を開始し、2012年6月のEUインド閣僚会合では「2012年末までに集中的な作業計画を行うこと」に合意しており、2013年には専門家会合及びハイレベルでの折衝を行っている。ASEANとは、2007年5月に交渉を開始し、これまでに7度の交渉を実施したが、2009年3月に交渉を休止し、個別国との交渉へと移行することとなった。まず、シンガポールとは2010年3月に交渉を開始し、2012年12月に妥結し、2013年春の仮署名を目指している。マレーシアとは2010年10月に交渉を開始した。また、ベトナムとも2012年6月に交渉を開始した。

カナダとも、2009年10月から交渉を開始し、2011年11月までに9回の交渉を重ねている。2012年11月にはEU側が外務理事会に対して「交渉が最終段階である」との報告を行っており、2013年早期の合意を目指している。

米国とのFTAについては、2011年11月に設置されたFTA交渉開始に向けた高級作業部会が2013年2月に最終報告をとりまとめた。同報告は、「市場アクセス」、「規制・非関税障壁」、「ルール」の3つの柱から構成され、米EU首脳に対し、

包括的な貿易投資に関する協定の交渉開始のための国内手続を開始するよう勧告する内容となっている。これを受けて、同月の米EU首脳共同声明にて、FTA交渉入りに向けた手続開始が宣言された。

なお欧州委員会は2010年11月に、EUの新たな通商政策（「貿易、成長、世界情勢」）を公表し、①FTA交渉中のインドやメルコスール等の主要貿易相手国との野心的なFTA締結、②米国、中国、ロシア、日本等の戦略的相手国との貿易関係の深化、③中国、ロシア、インド、カナダ、シンガポール等の重要な貿易相手国との包括的な投資協定の交渉開始について言及している。（日EU間の動きについては3. 我が国における取組参照）

### ③アジア

#### (a) ASEAN自由貿易地域（AFTA：ASEAN Free Trade Area）の概観

AFTAは、1992年1月のASEAN首脳会議においてその推進が合意された、東南アジア諸国連合（ASEAN）加盟10か国による自由貿易地域である。1993年1月より関税引き下げを開始し、共通実効特惠関税（CEPT：Common Effective Preferential Tariff）制度により、域内関税を段階的に引き下げ、最終的には2003年までに0～5％に引き下げ、数量制限を2003年までに撤廃するとしていたが、1998年12月のASEAN首脳会議において、CEPT対象品目の拡大及びASEAN6か国（フィリピン、タイ、マレーシア、シンガポール、ブルネイ、インドネシア）の域内関税の引き下げを目標の2003年から2002年に前倒しすることを決定した。その結果、ASEAN6か国については、AFTAの実施目標より1年早め、2002年とすることとなり、2002年9月のAFTA評議会では、ASEAN6か国については、2002年1月1日をもって事実上域内関税の引き下げ目標が実現したとしている。また、1999年のASEAN首脳会議、経済閣僚会議では、域内関税をASEAN6か国については2010年、残りの4か国（カンボジ

ア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）については2015年までに撤廃する目標を初めて宣言した。さらに、2004年11月のASEAN首脳会議において、ASEAN経済共同体（AEC）実現に向け、優先11業種（木製品、自動車、ゴム製品、繊維、農産物加工、漁業、エレクトロニクス、IT、ヘルスケア、航空、観光）のうち、航空・観光を除く製造業9業種において、当初予定より3年間前倒して、原加盟国においては2007年までに、新規加盟国においては2012年までに域内関税を撤廃することに合意した。更に、2005年9月のASEAN経済閣僚会合において、すべてのサービス分野における自由化を2015年までに終了させることに合意している。なお、ASEANの経済統合に関しては、2003年にASEAN経済共同体を2020年までに構築することに合意していたが、2007年1月には、経済共同体を含む「ASEAN共同体」を2015年に前倒しで創設することを決定した。また同年11月には、法的拘束力のある「ASEAN憲章」の署名がASEAN首脳会議で行われ、2008年12月に発効した。従来の緩やかな共同体を特徴付けていた「全会一致」の原則は維持されつつも、経済関連問題については「全会一致」によらない柔軟な方式が取り入れられた。また、2009年2月には、CEPT協定に替わる「ASEAN物品貿易協定（ATIGA）」が署名されたほか、ASEAN投資促進・保護協定（IGA）とアセアン投資地域枠組合意を統合・改定した「アセアン包括的投資協定（ACIA）」が署名された。2010年1月から、アセアン6か国の域内関税は、完全に撤廃された。尚、ASEANでは2015年のAEC実現に向け、実施計画を示したブループリント（行程表）を作成しており、2012年8月の東アジアサミット（EAS）経済大臣会合では、ERIAがその進捗状況をまとめた中間レビューの報告を行った。

#### (b) ASEANを巡る動き（「ASEAN+1」の取組）

近年、ASEANの成長活力を取り込むことによって経済活性化を図るべく、前述の米国及び



EU、後述する日本の他にも、中国、韓国、インド、豪州・ニュージーランド（ANZCER）等が、ASEANとのFTA/EPA締結への動きを活発化させている。

#### （i）中国ASEAN FTA

中国ASEAN FTAについては、2000年11月の首脳会議で、朱鎔基首相が提案し、2001年11月の首脳会議では、①中国ASEAN間の「経済協力枠組み」を確立し、10年以内に「中国ASEAN自由貿易地域（FTA）」を創設する、②自由化措置の前倒しを行う品目（いわゆる「アーリーハーベスト」）を、今後の協議により決定することに合意した。2002年1月からの実務者会合を経て、6月からの貿易交渉委員会で議論を行い、11月の首脳会議で、10年以内の中国ASEAN FTAの創設を含む「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、同協定は2003年7月1日に発効した。2004年11月には、「物品貿易協定」、「紛争解決制度協定」に署名し、2005年7月から関税引き下げを開始し、2010年1月にはASEAN 6ヶ国において対象品目の9割について関税が撤廃された。また、2007年1月に署名された「サービス貿易協定」は同年7月に発効、2009年8月に署名された「投資協定」は2010年1月に発効した。

#### （ii）韓国ASEAN FTA

韓国ASEAN FTAについては、2004年3～8月の専門家共同研究会後、2004年11月の韓ASEAN首脳会談において、交渉を開始するとともに、2009年1月1日までに全品目の80%の関税を撤廃することに合意した（CLMVは別途設定）。その後、2005年2月の交渉開始以後8回の交渉を経て、2005年12月の韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名し、また、同時期に行われた韓国ASEAN通商長官会談において「紛争解決協定」に署名し、韓ASEAN首脳会談において「包括的経済協力枠組み協定」に署名した。また、2006年8月、「物品貿易協定」に署名（タイを除く）し、2007年6月より関税引き下げを開始した。また、2007年11月に「サービス

貿易協定」に署名（タイを除く）し、2009年5月に発効した。2009年2月には、タイの物品貿易協定に係る議定書を署名、6月には投資協定が署名された。韓国及びASEAN 6か国は2012年までにほとんどの品目で関税が撤廃されている。

#### （iii）インドASEAN FTA

2002年11月、ASEANとインドの初の首脳会談において、双方が経済協力の強化で合意し、貿易・投資の自由化を長期目標とすることなどを決定した。その決定を受け、政府間の作業部会を立ち上げ、2003年10月に枠組み協定に署名した。物品分野において、インド側の自由化除外品目数等について交渉が難航していたが、2008年8月に合意に至り、2009年8月に署名され、2010年1月から発効した。2011年にフィリピンとカンボジアが批准を済ませたことにより、10カ国全ての国との発効に至った。現在、投資、サービス分野の自由化も含む包括的経済連携協定（CEPA）として完成させるため、交渉が行われている。

#### （iv）豪州・ニュージーランド（CER）ASEAN FTA

2002年9月のASEAN・CER経済大臣会合において、豪・NZ（豪・ニュージーランド自由貿易協定：CER）とASEANは「AFTA・CER-CEP」共同閣僚宣言（FTAは含まれない）に署名した。これによりASEANとCERの間で貿易、投資、地域経済統合を促進するためのフレームワーク構築が合意された。また、2010年までにASEANとCER間での貿易と投資を2倍にすることを目標に各分野で協力することに合意。その後、2004年11月に開催されたASEAN—豪・NZ記念首脳会議の合意に従い、ASEAN—豪・NZとのFTA交渉が2005年2月に交渉を開始した。2008年8月に物品分野に加え、サービス、投資、知的財産を含むFTAに合意し、2009年2月に署名され、2010年1月に発効した。

(c) 地域統合に向けた各国等の主な動き

(i) シンガポール

シンガポールは積極的にFTA/EPA締結に向けた動きを展開している。既に、ニュージーランド(2001年1月)、日本(2002年11月)、欧州自由貿易連合(EFTA、2003年1月)、豪州(2003年7月)、米国(2004年1月)、インド(2005年8月)、ヨルダン(2005年8月)、韓国(2006年3月)、パナマ(2006年7月)、ペルー(2009年8月)、中国(2009年1月)との間でFTA/EPAを発効した。また、ブルネイ、ニュージーランド、チリとの間に、環太平洋戦略的経済連携協定(P4)を発効させており(2006年5月:ニュージーランド、同年7月:ブルネイ、同年11月:チリ)、TPP協定交渉を主導した。EUとの間では、2010年3月に交渉を開始し、2012年12月に交渉妥結を発表した。双方は、2013年春頃に署名し、国内手続き完了後に発効することを目指している。さらに、GCC(2008年12月)、コスタリカ(2010年4月)と署名、パキスタン、カナダ、ウクライナ等とは現在交渉中である。一方、メキシコとの交渉は中断したままとなっており、エジプトとは交渉開始に合意したものの開始に至っていない。

(ii) タイ

タイは2001年のタクシン政権発足から、各国との経済連携強化に積極的に動き出した。既に豪州(2005年1月)、ニュージーランド(2005年7月)、日本(2007年11月)との間ではFTAが発効している。バーレーン、ペルー、インドとの間ではFTA枠組み協定を締結したが、バーレーンとはGCCが単独でのFTAを認めなかったことから頓挫し、ペルーとは交渉を継続中(アーリーハベスト(EH)は署名済み)、インドとは全体交渉を継続中(EHは実施済み)となっている。また、米国(2004年6月開始)、EFTA(2005年10月開始)、チリ(2011年4月開始)とも交渉を開始している。

2012年11月には米タイ首脳会談において、TPP交渉参加への関心を表明したが、国内手続の関係もあり、現時点では具体的に交渉参加の見

込みは立っていない。

(iii) マレーシア

マレーシアは、2004年1月より開始した我が国とのEPA交渉を契機に、各国との取組を進めている。これまでに、日本(2006年7月)とパキスタン(2008年1月)、ニュージーランド(2010年8月)、インド(2011年7月)、チリ(物品のみ、2012年2月)、豪州(2013年1月)との間で、FTA/EPAが発効している。マレーシアは、TPP交渉に2010年12月に正式に参加したほか、2010年にはEUとのFTA交渉も開始し、2012年4月までに7回の交渉が行われている。その他、2010年5月にトルコとの交渉も開始している。

(iv) 韓国

韓国は、世界的にFTA/EPAが拡散する趨勢に効率的に対応するため、2003年に「FTA推進ロードマップ」を策定し、関税撤廃、サービス投資、知的財産権、政府調達等を含む包括的なレベルの高い同時多発的なFTAを推進する方針を確認した。また、2004年12月に外交通商部にFTA局を新設し、2005年から複数の国・地域と同時並行的に交渉を行うなど、FTA/EPA締結を加速させている。

2013年2月までに、韓国は、5カ国(チリ、シンガポール、インド、ペルー、米国)・3地域(EFTA、ASEAN、EU)との間でFTA/EPAを発効させており、2013年5月にはトルコとのFTAが発効予定である。2013年2月にコロンビアと署名に至っているほか、中国、日本、カナダ、メキシコ、GCC、豪州、ニュージーランド、インドネシア、ベトナムとの間で交渉を行っている。加えて、2012年11月には、日中韓三カ国のFTA交渉開始を宣言し、RCEP(東アジア地域包括的経済連携)の交渉開始にも合意している。その他、ロシア、モンゴル、SACUとの間で共同研究等、交渉に向けた検討を行っている。メルコスールとは、2007年10月に、イスラエルとは2010年8月に、中米とは2011年4月に、マレーシアとは2012年12月にそれぞれ共同研究を終了した。

### (v) 中国

中国は、近年、各国地域との経済連携強化を積極的に推進している。現在までに、香港（2003年6月）、マカオ（2003年10月）、ASEAN（物品2004年11月、サービス2007年1月、投資2009年8月）、チリ（2005年11月）、パキスタン（2006年11月）、ニュージーランド（2008年4月）、シンガポール（2008年10月）、ペルー（2009年4月）とFTAを締結している（（ ）内は署名月）。このうちニュージーランドとのFTAは、15回の交渉を経て、2008年4月に締結され、中国にとって初めての先進国とのFTAとなった。現在、SACU（南部アメリカ関税同盟）、GCC（湾岸協力会議）、豪州、アイスランド、ノルウェー、スイス、韓国との間で交渉を行っているほか、インドとは2007年10月にFTAの可能性に関する共同研究を終了した。また、日中韓三国間では2012年11月にFTA交渉開始を宣言した。また、台湾との間では経済協力枠組協定（ECFA）が2010年9月に発効しており、同協定の対象品目（中国側：539品目、台湾側：267品目）の関税は、2013年1月までに全て撤廃された。

### (vi) インド

インドは、2003年10月にASEANと包括的経済協力のための枠組協定を締結し、FTA交渉を開始、2008年8月に物品分野について実質的に合意し、2010年1月に発効した。また同時に、タイとも同様の協定を締結してFTA交渉を開始し、2004年9月から82特定品目についてアーリーハーベストが実施されている。更に、シンガポールとは包括的経済協力協定（CECA）が2005年8月に発効している。マレーシアとは、2011年7月に包括的経済協力協定が発効しており、韓国とは2010年1月に包括的経済連携協定（CEPA）が発効している。スリランカとも、2008年7月に包括的経済連携協定（CEPA）の交渉が完了しているが、署名はまだ行われていない。また、このほか交渉中の国としては、EU（2007年6月に交渉開始）、NZ（2010年4月に交渉開始）、カナダ（2010年11

月に交渉開始）、豪州（2011年5月に交渉開始）などがある。なお、我が国とは2007年1月にEPA交渉を開始し、2010年9月に大筋合意に達し、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名し、同年8月1日に発効に至った（3. 我が国における取組の項参照）。

また、2004年1月に開催された南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議において、加盟7か国が対象となる南アジア自由貿易圏（SAFTA）枠組協定に署名、2006年1月に発効に至っており、2016年までに南アジア自由貿易圏を創設するとしている（後述）。

インドはこの他にも、GCC、SACU（南部アメリカ関税同盟）、BIMSTEC（後述）との間ではFTA枠組協定、メルコスール、アフガニスタン、チリとの間ではPTA（特惠貿易協定）を既に締結している。また、インドは、ロシア、中国ともFTA/EPAの共同研究を実施し、報告書をまとめて、検討を行っている。

### (vii) 豪州

豪州は各国とのFTA交渉に積極的に取り組んでおり、これまでにニュージーランド、シンガポール、米国、タイ、チリ、ASEAN-NZとのFTAを発効させている。最近では、2013年1月にマレーシアとのFTAが発効した。現在も日本、中国（2005年5月交渉開始）、韓国（2009年5月交渉開始）、GCC（2007年7月交渉開始）と交渉を継続している。また、インドとの間では2011年5月に交渉開始に合意し、2012年11月までに4回の交渉が行われている。インドネシアとの間でも、2010年11月にFTA交渉開始に合意し、更に2011年10月には、包括的経済連携協定（CEPA）に向けて交渉を進めていくことで合意し、2012年9月にCEPA交渉を開始した。また、2008年11月には、TPP交渉への参加も表明、2010年3月から交渉に参加している。

### (viii) ニュージーランド

ニュージーランドは、これまでに豪州、シンガポール、タイ、中国、ASEAN-豪、マレーシア、



香港とのFTAを発効しているほか、シンガポール、ブルネイ、チリとの間で環太平洋戦略的経済連携協定（P4）を発効しており、2009年10月にはGCCとの間で交渉を妥結している。現在もインド（2010年4月交渉開始）、韓国（2009年6月交渉開始）と交渉を継続しているほか、2011年2月には、ロシア-ベラルーシ-カザフスタンとも交渉を開始した。また、TPP交渉についても、2010年3月の第1回交渉会合から参加している。

#### （ix）南アジア自由貿易圏（SAFTA）

2004年1月南アジア地域協力連合（SAARC）首脳会議が開催され、加盟7か国（インド、パキスタン、バングラデシュ、スリランカ、ネパール、ブータン、モルディブ）が対象となるSAFTA枠組み協定に署名し、2006年1月に発効している。2007年末までに、一部の例外品目を除き、非LDC国（インド、パキスタン、スリランカ）が最高税率を20％に削減、LDC国は同様に30％まで削減し、2016年までに同最高税率を0～5％に引き下げる南アジア自由貿易圏を創設するとしている。

#### （x）BIMSTEC（ベンガル湾多分野技術経済協力イニシアティブ）

BIMSTECは、バングラデシュ、インド、ミャンマー、スリランカ、タイ、ネパール、ブータンの計7か国で構成されている。2004年2月、バングラデシュを除き、FTA枠組み協定を締結し、同年6月、バングラデシュを含めて再調印した。関税譲許や税関協力、サービス、投資についてこれまでに19回の交渉が行われており、19回目の交渉では、2012年7月1日からの加盟国間での関税譲許の実施が決定された。サービスと投資については交渉が継続している。

#### （d）東アジア・アジア太平洋地域の広域経済連携

##### （i）東アジア地域包括的経済連携（RCEP）

東アジアの経済統合／政治協調を目指す動きは、1991年のマレーシアのEAEC（東アジア経済協力）構想を端緒としている。アジア通貨危機が

発生した1997年には第1回ASEAN+3首脳会議が開催（以後常設化）され、第3回ASEAN+3首脳会議において今後の東アジアにおける協力の基本方針を定めた「東アジアにおける協力に関する共同声明」が発出された。また、2001年にEAVG（東アジアビジョングループ）が共同体実現に向けた基本理念や制度化の方向性についてASEAN+3首脳会議へ報告し、2002年にはEASG（東アジアスタディーグループ）が短期的に実現すべき17項目、中長期的に実現すべき9項目の具体的方策について報告したことで東アジア共同体形成への機運が高まった。EASG報告は、中長期的に実現すべき項目として「東アジア自由貿易地域（EAFTA）」を挙げており、2005年4月、専門家によるEAFTAの実現可能性に係る研究会が開始され、2006年7月、ASEAN+3によるFTAの構築に向け政府間協議を開始すべきとする報告書をまとめた。同年8月のASEAN+3経済大臣会合でこれを報告したが、政府間協議を時期尚早とする意見が多く、2007年1月の首脳会議で専門家によるフェイズ2研究の継続が決まった。同研究は2007年5月より開始され、2009年8月のASEAN+3経済大臣会合及び同年10月の首脳会合で最終報告され、民間研究提言の政府間検討の開始に関する経済大臣会合の決定を歓迎した。

これと並行する形で、ASEAN+6に関する構想も進められてきた。2005年12月、前年のASEAN+3首脳会議の合意に基づき、ASEAN+6を参加国とする「東アジア首脳会議（EAS）」が初めて開催され、EASの定期開催や、EASがこの地域における共同体形成に「重要な役割（significant role）」を果たすことなどを確認する共同宣言が発出された。日本は、2006年8月、ASEAN+6の経済実態としての結びつきの強まり及び、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとの「プラス1」FTA/EPAの取り組みが進展したことから、16か国での広域経済連携構想「東アジア包括的経済連携（CEPEA）」の専門家研究を提案した。2007年

1月にはフィリピン・セブ島で第2回EASが開催され、CEPEA民間研究の立ち上げが歓迎されたほか、EASの枠組みにおける初めての協力として日本からエネルギー分野での提案等が行われた。2007年11月にシンガポールで開催された第3回EASでは、「東アジア・ASEAN経済研究センター（ERIA）」の正式設立の合意がなされた。

CEPEAの専門家研究については、2008年6月までに計6回の会合を開催し、その結果報告を取りまとめた。2008年8月には、ASEAN+6経済大臣会合でこれを報告し、継続が合意された第2フェイズ研究は、2008年11月から2009年7月までの間に計4回の会合が開催され、最終報告書が取りまとめられた。2009年8月のASEAN+6経済大臣会合及び同年10月の第4回EASにおいて、民間研究の成果を政府間で議論・検討するとの決定を歓迎し、EAFTA構想と同時並行で政府間の議論に移行すべきことが確認された。

2009年から貿易円滑化の4分野（原産地規則、関税品目表、税関手続、経済協力）の政府間でのワーキング・グループが設置され、ASEAN及び対話国との間で、CEPEA、EAFTA等の広域的FTAの実現に向けて、5つのASEAN+1FTAの比較、分析が行われ、報告書がとりまとめられた。これらの4分野の実質的議論が進展したことを受け、2011年8月のASEAN経済大臣関連会合において、我が国と中国は共同で「東アジア自由貿易地域（EAFTA）及び東アジア包括的経済連携（CEPEA）構築を加速化させるためのイニシアティブ」として、貿易・投資の自由化に関する3つ（物品、サービス、投資）の作業部会を新たに設立することを提案した。日中による共同提案はこれが初めてであり、ASEAN及び対話国（日中韓印豪NZ）の閣僚により歓迎された。

同年11月の第6回東アジア首脳会議においては、貿易円滑化に関する4つの作業部会の最終報告が歓迎されるとともに、日中共同提案を踏まえ、貿易・投資の自由化に関する作業部会を設立することが首脳レベルで合意された。まずは、

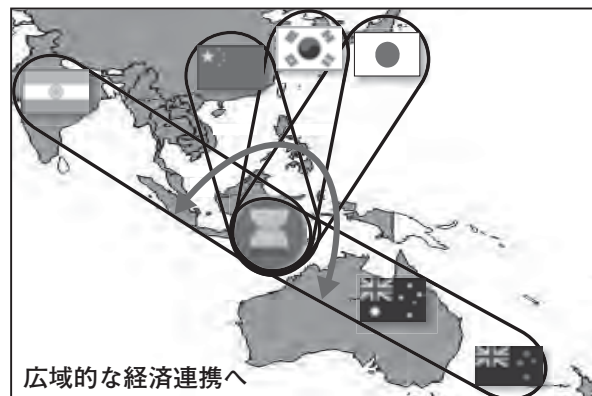
2012年の早期に物品貿易の作業部会が立ち上げられることとなった。また、ASEAN側から、これまでのEAFTA、CEPEAの取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた「東アジア地域包括的経済連携」（RCEP：アールセップ）の枠組みの提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、RCEPの「交渉の基本指針及び目的」を16か国（ASEAN+日中韓印豪NZ）の首脳間で承認し、RCEP交渉の立上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的の協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととされた。

2008年6月に設立されたERIAにおいても、ASEANと日本・中国・韓国・インド・豪州及びニュージーランドとのASEAN+1FTAの進捗状況や将来的な課題等の分析を行っており、東アジア大での経済統合に向けた本取組は2012年8月のEAS経済大臣会合でも賞賛されている。

#### RCEP(東アジア地域包括的経済連携)

〔ASEANと日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドが交渉に参加〕



(ii) APEC(アジア太平洋経済協力)

APECは、日本と豪州が主導して1989年に創設した、アジア太平洋における地域協力枠組みである。1994年にインドネシアのボゴールにて開催された首脳会議では、先進エコノミーは2010年（途上エコノミーは2020年）までに自由で開かれた貿易・投資を達成することを目標として掲げた（ボゴール目標）。FTAは本目標を達成するための有力な手段の一つであり、アジア太平洋におけるFTAの質を高めるための具体的な取組として、FTA交渉の参考となるような文書（「FTAモデル措置」）が策定されている。また、2006年のAPEC首脳会議では、米国の働きかけもあり、長期展望としてのアジア太平洋の自由貿易圏（FTAAP）を含む、地域経済統合を促進する方法及び手段について更なる研究を実施することで合意し、それ以降、APECにおける地域経済統合に関する議論が急速に進展した。翌2007年のAPEC首脳会議では、その研究成果をまとめた報告書が提出され、既存の二国間及び多国間のFTAについての研究等を実施していくことが承認されたほか、2008年のAPEC首脳会議では、その進捗が報告されるとともに、今後も継続して検討していくことが合意された。2010年には、我が国はAPEC議長国として、首脳会議や閣僚級の会合から専門家レベルの会合に至るまで一連の会合を主催し、その成果として「緊密な共同体」、「強い共同体」、「安全な共同体」を目指す「横浜ビジョン」がまとめられた。その中で、2010年時点においてボゴール目標の達成に向けた顕著な進展を遂げたことを報告するとともに、2020年のボゴール目標達成に向けて地域経済統合の取組を今後とも推進していくことが確認された。また、FTAAPの実現に向けて具体的な手段をとることとされ、ASEAN+ 3、ASEAN+ 6、及び環太平洋パートナーシップ（TPP）協定等の現在進行している地域的な取組などを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求していくことに合意した。FTAAPの実現の過程におい

て、APECは、FTAAPに含まれるべき「次世代型」の貿易・投資の問題を規定・整理し、対処することに重要な役割を果たすことにより、FTAAPの育ての親（インキュベーター）として、貢献することとされた。他にも、世界の成長センターであるアジア太平洋地域の成長をより確たるものとするため、「均衡ある成長」、「あまねく広がる成長」、「持続可能な成長」、「革新的成長」及び「安全な成長」の5つを達成することを目的とする、長期的かつ包括的な成長戦略を策定した。

2011年及び2012年のAPEC首脳会議では、地域経済統合の推進やグリーン成長の促進、イノベーションの活性化など、「横浜ビジョン」や「成長戦略」の実現に向けて具体的な議論が行われた。地域経済統合の推進については、首脳宣言において、FTAAPはASEAN+ 3、ASEAN+ 6 及び TPPといった、進行中の地域的な取り組みを基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されるべき旨が合意された。同時に、FTAAPの実現に向けて次世代貿易・投資課題にも対処していくことが確認された。

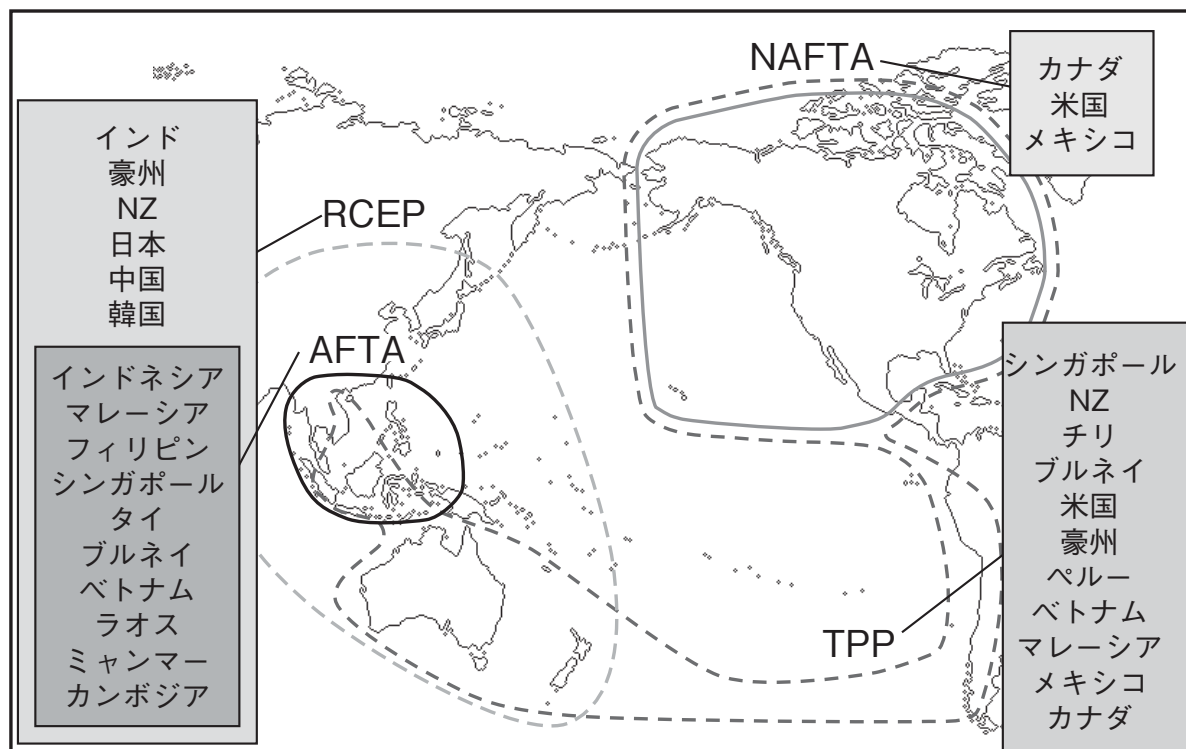
FTAAPに含まれるべき次世代貿易・投資課題については、2011年に「効果的、無差別かつ市場主導のイノベーション政策の推進（イノベーションと貿易）」と「中小企業のグローバル生産網への参加強化」について共通原則を策定した。特に「イノベーションと貿易」の論点については、日本は米国と連携しつつ積極的に関与し、上記原則中に「企業間の技術ライセンス契約への政府の不干渉（Ensure that the terms and conditions of transfer of technology, production processes, and other proprietary information are left to the agreement between individual enterprises, consistent with WTO rules）」や、「政府調達の入札に、国内企業が有利となるような参加資格設定の抑止（Refrain from adopting or maintaining measures that make the location of the development or ownership of intellectual property a condition for eligibility for



government procurement preferences, without prejudice to economies' positions in the WTO;)」という要素を盛り込むことに成功。2012年4月には「イノベーションと貿易会議」を主催し(協賛国:米中露馬台)、「① 自由で開かれ、域内経済の「信頼 (trust)」の基盤を高める、透明性の高い貿易・投資システムをAPEC域内で構築すること。② このため、FTAAPの形成に向けた地域経済統合への取組を強化すること。③ 特に、知的財産権の保護や内外無差別のビジネス環境など、民間企業やその他のイノベーションアクターの創意工夫が国境の壁や組織の枠に縛られない環境を構築すること。④ APEC域内のイノベーションの担い手の繋がり力(interconnectedness)を高めるICTネットワークや統合基盤(ロジスティックス、エネルギーインフラ等)の構築を官民のリソースを効果的に導入して推進すべきこと。」の重要性について議論、合意した。

また、グリーン成長については、2012年の首脳会議で、グリーン成長及び持続可能な開発に直接的かつ積極的に貢献する「APEC環境物品リスト」(太陽光発電パネル、風力発電設備を始めとする54品目から構成)に合意し、2011年のAPEC首脳会議における合意(ホノルル宣言)に従い、各エコノミーにおける実行関税率が、2015年末までに5%以下に引き下げられることとなった。環境物品の関税引き下げは、WTOの場合でも2001年のドーハラウンドの立ち上げ以降、「貿易と環境」の検討の一環として議論が行われてきたが、現在に至るまで具体的な合意をできなかった困難な課題であり、これをAPECで合意できたことは、APECが域内の貿易・投資の自由化推進に果たす役割を実証する顕著な成果であると言える。また、APECでの合意が、WTOにおける環境物品貿易自由化への取組に新たな弾みを与えることが期待される。

### アジア太平洋における重層的枠組み



(iii) 環太平洋パートナーシップ協定 (TPP : Trans-Pacific Partnership)

2005年、シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイの4カ国は、環太平洋戦略経済連携協定 (Trans-Pacific Strategic Economic Partnership: P4) に署名した。P4は、原則として2015年までに100%の関税を撤廃するという高いレベルの自由化を指向したFTAであり、また、サービス、知的財産制度、協力等の幅広い項目を備えている。2008年3月、米国はP4で積み残しとなっていた投資ルールと金融サービス交渉に参加し、その後9月には交渉対象を全分野に拡大することを表明した。11月にはペルーにて開催されたAPEC閣僚会議の際に、豪州、ペルーも参加を表明し、その後ベトナムが将来における参加を前提としたメンバーという位置づけで関与を表明した。その後正式な交渉が開始されないまま1年近くが経過したが、2009年11月、オバマ米大統領がTPP関係国と連携 (engage) していくことを発表、12月には議会に交渉開始を通知した。これを受け、新たな協定の締結を目指して、2010年3月にP4の4カ国に米国、豪州、ペルー、ベトナムを加えてTPP協定交渉を開始し、豪州にて第1回交渉会合が実施された。6月にはアメリカ・サンフランシスコにて第2回、10月にはブルネイで第3回、12月にニュージーランドで第4回交渉会合が開かれた。第3回交渉会合からはマレーシアが新規交渉国に加わり、また、ベトナムも第4回交渉会合から正式に交渉国となった。2011年に入ってから、2月にチリで第5回、3月にシンガポールで第6回、6月にベトナムで第7回、9月にアメリカ・シカゴで第8回、10月にペルーで第9回の交渉会合が行われた。11月12日、アメリカ・ハワイで行われたAPEC首脳会議の際には、交渉参加9カ国の首脳が集まり、協定の大まかな輪郭を達成したことを発表した。また、同首脳会議においては、日本、カナダ、メキシコの3カ国が、TPP交渉参加に向けて協議に入る旨を表明した。

その後、12月にマレーシアで第10回交渉会合、

2012年に入って3月に豪州で第11回交渉会合、5月に米国で第12回交渉会合、7月に米国で第13回交渉会合、9月に米国第14回交渉会合、12月にニュージーランドで第15回交渉会合が行われた。加えて、各交渉会合の間には、分野別での議論を行う中間会合が、随時開催されている。

また、2012年9月にロシア・ウラジオストクで開催されたAPEC首脳会合の際には、TPP交渉参加11カ国の首脳会合及び閣僚会合が開催され、首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書 (参考資料を参照) が発表された。2012年11月にカンボジアで行われたTPP参加7ヶ国の首脳会合後に、ギラード豪首相は記者会見で「来年 (2013年) 10月のAPECまでに交渉妥結を目指すことに合意した。」と発言している。

交渉参加への関心を表明していたカナダ及びメキシコについては、2012年10月にTPP交渉への参加が正式に認められ、11月にはメキシコが中間会合をホストした。12月の第15回交渉会合から全体交渉にも参加している。

2013年3月には、シンガポールで第16回交渉会合が開催された。本会合では、規制制度間の整合性、電気通信、税関及び開発については良い進展があったとされている。また、サービス、電子商取引、SPS (植物衛生検疫)、TBT (貿易の技術的障壁)、政府調達についても真剣に議論が行われ、進展があったとされている。物品、サービス、投資及び政府調達については、交渉担当者は野心的で包括的な市場アクセスのパッケージを策定する作業を継続し、進展があったとされている。

(日本のTPPについての取組は3. ①(v)を参照)

## 参考

## TPP交渉参加国首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書（概要） 2012年9月9日

9月9日、ウラジオストクにおいて、TPP交渉参加9カ国（米国、豪州、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム）は、首脳声明及び貿易閣僚による首脳への報告書を発表したところ、概要は以下のとおり。

## 1 首脳声明

- (1) 我々は、2011年11月にホノルルで行った、貿易と投資を自由化及び促進し、新旧の貿易問題や21世紀型の課題に対応する、包括的で次世代型の地域協定をつくるという我々の約束を再確認した。我々は、ホノルルでの会合後に交渉担当者が得た重要な（significant）進展に基づき、この目標が手の届くところにあることを確信している。
- (2) 我々は、交渉を早期に妥結するための我々の努力を新たにすることに合意する。我々は、多様な我々の国の間のバランスを適切にとる方法で交渉することの課題も認識しており、交渉チームに対し、交渉中の残る問題について、实际的で、創造的で、柔軟で、相互に受け入れ可能な解決策を早急に見出すように指示した。
- (3) 我々は、メキシコ及びカナダとの数か月の詳細な協議を経て、両国が、交渉妥結に向けた進展を遅らせることなく、我々がTPPで達成することを追及している高いレベルの野心を約束していることを確認した。これを受けて、我々は、メキシコ及びカナダを新たなTPPのパートナーとして

歓迎する。我々は、交渉チームに対し、TPP参加に関心を表明した他のアジア太平洋のパートナーの将来的な参加を促進するため、これらのパートナーとの対話を継続するよう指示した。

## 2 閣僚報告書

- (1) 我々は、首脳が昨年11月に承認した「TPPの輪郭」に基づき、協定の完成に向けて心強い（encouraging）進展を得た。これまで行われた会合では、幅広い分野での我々の間の差異を相当に（significantly）狭め、交渉の進展がより遅い他の分野での作業は継続しているところである。29の章のうち多くで重要な（significant）進展を得て、我々は、これまで我々が達成したモメンタムを高め、年内に可能な限り多くの章をまとめる決意である。
- (2) 我々は、この歴史的な協定の5つの特徴（包括的な市場アクセス、地域全域にまたがる協定、分野横断的な貿易課題、新たな貿易課題、「生きている」協定）のそれぞれの実現に向けた進展を喜ばしく思う。
- (3) 現在、我々は、慎重な検討及び緻密な協議が必要な、複雑で、新しく、センシティブな分野を含む、残る問題に取り組んでいる。我々は、本交渉を可能な限り早く成功裏に妥結することができるよう、こうした取り組みを続けるとともに、メキシコ及びカナダを効率的に交渉に含めることに必要な資源を投入することを継続する。

## 参考

## 環太平洋パートナーシップ（TPP）の輪郭 2011年11月12日（抜粋・仮訳）

2011年11月12日、TPP参加9カ国－オーストラリア、ブルネイ、チリ、マレーシア、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム、アメリカ合衆国－の首脳は、TPP参加国間の貿易と投資を拡大し、イノベーション、経済成長及び開発を促進し、並びに、雇用の創出及び維持を後押しする、野心的で21世紀型のTPPの大まかな輪郭を達成したことを発表した。

協定の大まかな骨格は以下のとおり。

## 重要な特徴

TPPの大まかな輪郭の合意に関する首脳への報告の中で、貿易担当閣僚は、TPPの5つの特徴を特定した。これらの特徴により、TPPは、世界の経済においてTPP参加国が競争力を高めていくために、グローバルな貿易の新しい基準を設立し、次世代の課題を包含する、画期的で21世紀型の貿易協定となる。



○包括的な市場アクセス：我々の労働者とビジネスにとっての新しい機会及び我々の消費者にとっての即時の利益を創出するために、関税並びに物品・サービスの貿易及び投資に対するその他の障壁を撤廃する。

○地域全域にまたがる協定：TPP参加国の雇用創出、生活水準の向上、福祉の改善、持続可能な成長を促進するという目標を支援するために、TPP参加国間の生産とサプライチェーンの発展を促進する。

○分野横断的な貿易課題：TPPに4つの新しい分野横断的な課題を取り込むことでAPEC及び他のフォーラムで行われる作業を進展させる。この4つの課題は、以下の通りである。

- －規制制度間の整合性：参加国間の貿易をより継ぎ目のない効率的なものとする事で、これら国々の間の貿易を促進する。
- －競争力及びビジネス円滑化：地域的な生産とサプライチェーンの発展等を通じて、各TPP参

加国経済の国内及び地域の競争力を強化し、地域の経済統合と雇用を促進する。

- －中小企業：中小企業による国際的な取引を促進しつつ、中小企業が貿易協定を理解し、利用するに当たっての困難に取り組む。
- －開発：包括的で強固な市場自由化、貿易と投資を拡大するような規律強化、及びその他の約束（全てのTPP参加国が協定を効果的に履行し利益を完全に享受するためのメカニズムを含む）により、経済開発とガバナンスにとって重要な制度が強化され、これによって各TPP参加国の経済発展上の優先課題が前進する。

○新たな貿易課題：デジタル経済やグリーン・テクノロジーに関連するものを含む革新的な製品及びサービスの貿易及び投資を促進し、TPP地域を通じた競争的なビジネス環境を確保する。

○「生きている」協定：将来生じる貿易の課題及び新規参加国に伴う協定の拡大から生じる新しい課題に対応するために、協定の適切な更新を可能とする。

## コラム TPPにおける分野横断的ルール・メイキングの試み

TPP交渉においては、従来のFTA/EPA交渉には見られない「分野横断的事項（cross cutting issues）」というユニークな作業部会が存在し、具体的には、規制の整合性（regulatory coherence）、競争力（competitiveness；サプライチェーン・コネクティビティを含む）、中小企業支援等が議論されている。これは、実際に事業活動を展開している企業が、外国に直接投資を行い、アジア太平洋域内に製品やサービスを供給する場合に直面する各国規制の差異や、サプライチェーンに関する様々な障害をできるだけ減らし、自由な貿易・投資環境を構築しようという試みであり、原産地、投資、サービス、TBT、SPS、知的財産といった個々の分野を横断的に検討するところに特徴がある。また、一部の先進国では、貿易自由化によって製造業が空洞化し、雇用が国外に流出しているとの批判も見られる。このため、各国の産業や雇用に占める割合の大

きさに比して、自由貿易協定の利益を十分には享受していないとされる中小企業にとっても、輸出や事業の国際展開を行いやすい環境を整備することによって、貿易自由化の恩恵を均てんするとの観点から、貿易手続の簡素化や様々な政策支援のあり方が重要な検討課題となっている。さらに、TPP協定は、当初の交渉当事国に限ることなく、新規加入にオープンな形式とし、規制の整合性などの一部交渉分野については、当初、皆が合意しうる原則論的規定を作成した後、中身を更新・発展させていく生きた合意（living agreement）という形式が検討されている模様である。これらは、二国間のFTAが重層的に張り巡らされ、産業活動を規律するルールが複雑化しているアジア太平洋地域において、新しいルール・メイキングのあり方を示す大きなポテンシャルを秘めている。

このような発想は、グローバルに事業を展開する

産業界の要請によるところが大きく、米国においては、100余の業界団体・個別企業からなる産業横断的なTPP交渉の推進母体（U.S. Business Coalition for TPP）が形成されており、ボーイング、カーギル、シティバンク、フェデックス、GE、IBM、ファイザー、ウォルマートといったグローバル企業が、熱心にUSTRの交渉チームをバックアップしている。U.S. Business Coalition for TPPは、昨年9月、TPPに求める15の基本原則を公表している。

#### <TPP原則>

1. 包括的合意
2. 商業的に有意義な合意
3. 2011年に完結する合意
4. 貿易を簡素化し競争力を高める合意
5. 貿易を円滑化し、生産とサプライチェーンを強化する合意
6. 規制の整合性を高める合意
7. 最高水準の知的財産保護を採用する合意
8. インバウンド・アウトバウンドの投資を保護・促進する合意
9. 透明性を向上させ、腐敗を減らす合意
10. オープンで公平な政府調達機会を促進する合意
11. 公正な競争と衡平な競争条件を促進する合意
12. 価格を引き下げ、消費者の選択を拡大し、競争力を高める合意
13. 市場アクセスの後退（巻き戻し）を禁ずる合意
14. 追加的な参加国を歓迎し、新たな貿易・投資問題が生ずればそれらに取り組むために発展する「生きた」合意
15. 法の支配、TPP加盟国における環境、労働者の保護を促進する合意

### 3. 我が国における取組

21世紀に入り新興国経済が急速に発展し、世界の実質GDPに占める新興国の比率は、1999年の20.3%から2009年には34.0%に増大<sup>4</sup>した。一方、我が国の相対的地位は趨勢的に低下し、世界経済に占めるGDPの割合は2011年には8.7%となっている<sup>5</sup>。また、世界の貿易構造に目を向けると、我が国を含め東アジアにおいては、域内の最適な工程間分業により構築された生産ネットワークが構築されている。具体的には、我が国や韓国、ASEANにおいて生産された中間財が、中国に輸出されて組み立てられ、中国から最終財が米国・EU等の大市場国に対して輸出されるという貿易動向が顕著に見られる<sup>6</sup>。この東アジアでのサプライチェーンの発展にともない、各国は自国に生

産拠点を立地させるため、貿易・投資環境の整備に注力している。

貿易・投資環境整備の取組としては、我が国にとってWTOドーハ開発アジェンダ交渉の妥結を通じた国際貿易ルールの強化が今後とも重要であるが、ラウンド交渉は「近い将来、一括妥結に至る見込みは少ない」<sup>7</sup>状況にある。その一方で、主要貿易国間において高いレベルのEPA/FTA網が拡大しており、我が国の取り組みは遅れている。

このような状況の下で、我が国としては、自由貿易の推進、海外投資の拡大は、通商政策の柱であり、国益に資するEPA/FTAを積極的に推進していく。とりわけ、アジア太平洋地域の成長を取り込んでいくことが、日本の成長にとって不可欠である。

4 2011年版通商白書（P.4）

5 2011年版通商白書（P.4）

6 2011年版通商白書（P.96）

7 第8回WTO閣僚会議・議長総括

2010年秋に我が国がTPPに対する関心を表明<sup>8</sup>して以降、EUとのEPAや日中韓FTAに向けた政府間での協議、ASEAN+3、ASEAN+6等の東アジア地域での広域経済連携の議論が加速した。このように、EPAは相互に推進力となるものであり、我が国としては、米国、EU、中国等の世界の主要貿易国との経済連携に向けた取り組みを、一体として進めていくことが重要である。

近年、米国や韓国など主要国の間では、FTA等の相手国との貿易額が貿易総額に占める割合（いわゆる「FTA比率」）が、40%近くに達している。これに対し、我が国のFTA比率は19%と韓国・米国等に遅れを取っている。例えば、韓国は2011年9月にEUとのFTAを、2012年3月には米国とのFTAを、それぞれ発効させた。2つの大市場国とのFTA発効により、我が国企業は韓国企業と比べて相対的に不利な条件で貿易を行わざるを得ないことになる。

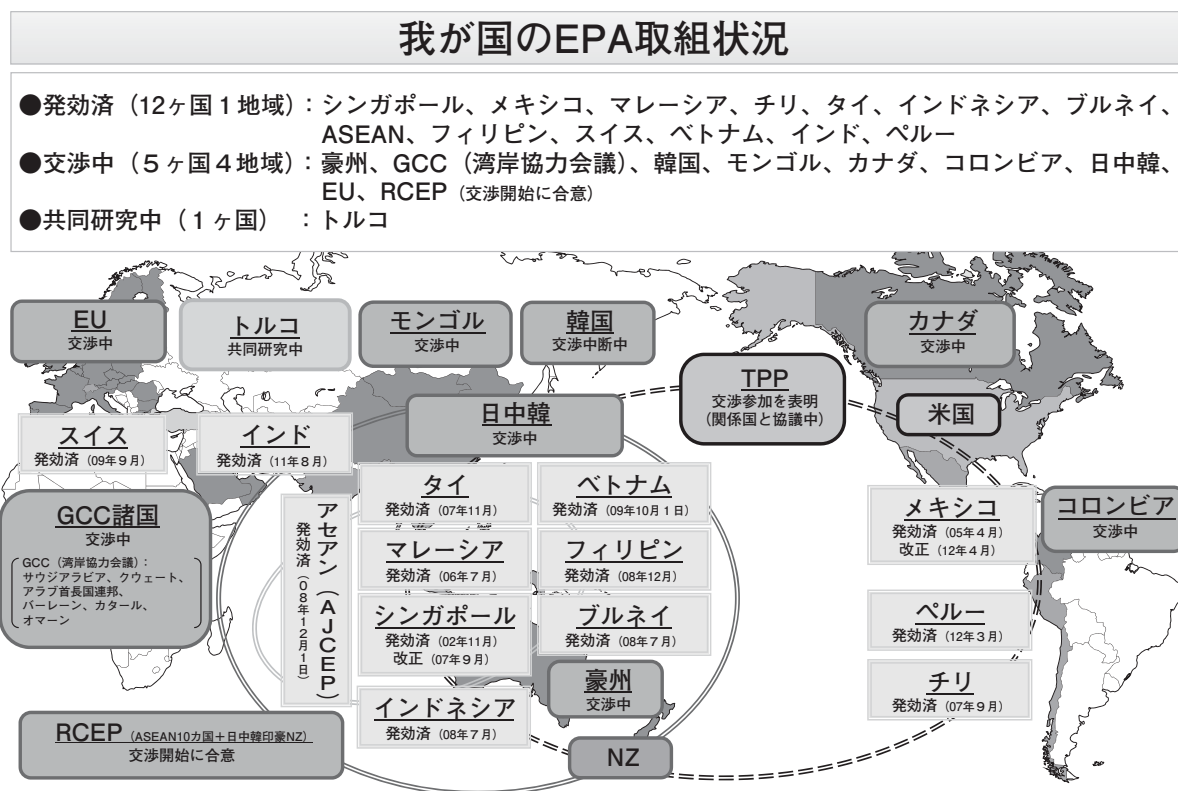
また、米国、EUなどの主要国におけるFTAでは、関税の自由化率が高く、ほとんどのFTAで品

目ベースの自由化率が95%以上となっている。これに対し、我が国がこれまで締結してきたEPAでは約86%にとどまっており、自由化率が低いままでのEPAは限界に直面しているといえる。欧米主要国等との高いレベルの経済連携を実現するためには、農業・農村の振興、持続可能な強い農業を育てていくこと等との両立を図ることが重要である。

第3章総論では、かかる観点から、現在我が国が取り組んでいる経済連携について、実現に向けて議論が行われている取り組み、及びこれまで我が国が締結してきた協定について紹介する。

### 【取組の状況】

我が国は、主要な貿易相手国を始めとする幅広い国々と戦略的かつ多角的に経済連携を進めている。2013年4月現在、我が国は13の国・地域とEPA/FTAを署名・発効させ、豪州、韓国、GCC、モンゴル、カナダ、コロンビア、日中韓、EUについては交渉中である。また、TPP交渉についても、2013年3月に正式に交渉参加を表明した。以下、我が国の経済連携の取組状況を掲載する。



8 菅総理大臣は2010年10月に第176回国会所信表明演説において「環太平洋パートナーシップ協定交渉等への参加を検討し、アジア太平洋自由貿易圏の構築を目指します。」と表明。



### ①世界の主要な貿易国との経済連携をはじめ交渉中、又は交渉入りを検討しているEPA

#### (a) FTAAP実現に向けた道筋

我が国とアジア太平洋地域との間には、日本企業の生産拠点の展開をはじめとして、実態として既に深い経済的な相互依存関係が構築されている。APECエコノミーは、我が国の輸出の76%<sup>9</sup>を、直接投資残高の61%<sup>10</sup>を占めている。少子高齢化・人口減少社会を迎え、国内生産力と内需の両面において成長が緩やかに留まることが予想される我が国経済にとって、今後も急速な成長が見込まれるアジア太平洋地域との更なる経済関係を強化し、この地域の需要を取り込むことは非常に重要である。そのための手段として、EPAは、物品貿易、直接投資等の資本取引、高度な人材の交流等の多面的なチャンネルを通じて貿易・投資環境を向上させることが期待される。

2010年11月の横浜APECでは、首脳宣言において、APECの地域経済統合の進展のため、アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の実現に向けて具体的な手段をとることが合意された。FTAAPは、RCEPや日中韓FTA、TPP等の現在進行している地域的な取組を基礎として更に発展させることにより、包括的な自由貿易協定として追求されている。そこで、この項では、FTAAP実現に向けた我が国の取組状況について解説する。

#### (i) 韓国とのEPA(交渉中断中)

日韓EPAは、2003年12月に交渉を開始したものの、2004年11月以降事実上中断している。その後李明博大統領の就任を機に、2008年以降、交渉再開に向けた動きが見られる。まず、2008年2月の福田総理と李明博大統領との日韓首脳会談では、日韓EPA交渉再開を検討していくことが合意された。さらに同年4月の日韓首脳会談では、「日韓EPA交渉再開に向けた検討及び環境醸成のための実務協議」を開催することで一致した。この合意に基づき、同年6月と12月に、課長級によ

る実務者協議が開催された。

2009年1月の日韓首脳会談では、実務者協議代表のレベルを格上げし、検討を促進していくことが合意され、同年7月と12月に審議官級による実務者協議が開催された。2010年5月の日韓首脳会談では、交渉再開に向けたハイレベルの事前協議を行うことで一致し、同年9月と翌年5月に、交渉再開に向けた局長級事前協議が開催された。さらに2011年10月には、野田総理と李明博大統領の間で行われた首脳会談で、交渉再開に必要な実務的作業を本格的に行わせることで合意された。

日韓は、産業構造が比較的類似していると同時に、国際水平分業関係にある。韓国側は対日貿易赤字の是正等を主張しており、交渉再開にはまだ至っていないが、日韓EPAは、両国企業の国境を越えた競争・協力を促進することを通じて両国の生産性・効率性を向上させ、さらには二国間関係に留まらず、アジア地域経済全体の一層の発展に貢献するという意味で大変重要である。

また、日本から韓国への輸出における有税品目は総額の62.7%を占める一方、韓国から日本への輸出における有税品目は32.1%にとどまっており、韓国が輸入する品目の多くに関税がかけられているため、日本にとっては、日韓EPAによる関税削減効果というメリットも期待できる。なお、韓国への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、自動車（8～10%）、化学工業製品（1～385%）、一般機械（3～13%）、電気機器（3～13%）となっており、韓国の鉱工業品の関税率は概ね6.5～8%である（2011年）。

#### (ii) 豪州とのEPA(交渉中)

2003年7月、首脳会談において署名された「日豪貿易経済枠組み」に基づき、貿易・投資自由化の得失に関する政府間共同研究及び貿易投資円滑化措置に関する協力等が実施され、2005年4月に本共同研究は終了した。その後、同年4月の首脳会談において、農業の取扱いには非常に難しい問

9 財務省貿易統計（2011年）

10 国際収支状況（財務省）、国際収支統計（日本銀行）（2011年）

題があるとの認識を共有しつつ、FTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済関係の強化の在り方について政府間で研究することに合意し、同年11月から2006年9月の間に、5回の共同研究会合が開催された。同共同研究会合の最終報告書を受け、2006年12月、安倍首相・ハワード豪首相間でEPA交渉開始が合意された。2007年4月に第1回交渉を開始し、2012年6月までに16回の交渉会合を通して日豪両国の主張の隔たりを埋めるべく議論を進めているものの、まだ合意には至っていない（2013年4月末現在）。日豪EPAのメリットとしては、関税撤廃による貿易の拡大（日豪EPAにより、豪州に対する輸出国との間での価格競争力が向上する）、鉄鉱石及び石炭等を豪州に大きく依存している我が国として、豪州とのEPA締結により、エネルギー・鉱物資源や食料の安定確保など更なる経済関係の強化を図ることができる、といった要素が挙げられる。なお、豪州への輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（完成車（5%））、商用車（完成車（5%））、自動車部品（乗用車（5%））、ショベルローター（5%）など。

※ 完成車、自動車部品（87類）は、2010年1月より5%に関税削減。

#### （iii）カナダとのEPA(交渉中)

日加間のEPAについては、2011年3月から2012年1月までに4回の共同研究が開催され、共同研究報告書が作成された。同共同研究の報告書をうけ、2012年3月の日加首脳会談において、両国の実質的な経済的利益に道を開く二国間EPAの交渉を開始することで一致した。第1回交渉会合は2012年11月に、第2回交渉会合は2013年4月にそれぞれ開催されている。なお、日本からカナダへの輸出における有税品目は総額の42.5%、カナダから日本への輸出における有税品目は31.5%となっている。また、カナダへの輸出における主要な有税品目及びその関税率は、乗用車（6.1%）、自動車部品（6～8.5%）、タイヤ（6.5～7%）となっている。

#### （iv）日中韓FTA(交渉中)

今後さらなる成長が見込まれるアジア太平洋地域の中で、我が国にとって中国及び韓国の経済は極めて重要な地位を占めている。東アジア全体に展開されるサプライチェーンにおいて、三か国間で極めて緻密な工程間分業が構築されている。また、特に中国は、巨大な成長市場としてますますその重要性を増している。日本との貿易を見ると、中国及び韓国はそれぞれ我が国の輸出入の20.6%、6.3%を占めており、我が国にとって第1位、第3位の貿易相手国となっている（2011年、財務省貿易統計による）。

しかしながら、日中韓の3か国の間にはFTAは存在しないことから、日中韓の貿易・経済関係をより緊密化することによって、日中韓さらにはアジア太平洋地域の貿易・経済発展を図るべきとの声が高まり、2000年代初頭から自由貿易枠組みを研究・模索する動きが活発になった。

こうした状況の中、2003年から、日本：総合研究開発機構（NIRA）（2009年にジェトロ・アジア経済研究所に交代）、中国：国務院発展研究センター、韓国：対外研究政策研究院が主体となって民間共同研究が行われた。2009年には、これまでの民間共同研究の成果も踏まえ、日中韓サミット、日中韓経済貿易大臣会合において、産官学共同研究を実施することが合意され、産業界及び政府が参加した研究が開催されることとなった。2010年5月の第一回会合を皮切りに、7回の会合が開催され、2011年12月に3か国による共同研究報告書がとりまとめられた。

同報告書は、「物品貿易」「サービス貿易」「投資」「その他論点」などの章で構成され、さらに「その他論点」章は、SPS(衛生植物検疫措置)やTBT(貿易の技術的障害)、知的財産権、透明性、競争政策、紛争解決、産業協力、消費者安全、電子商取引、エネルギー・鉱物資源、産業協力、食料、政府調達、環境の各分野から成っている。各項目には、日中韓各国の貿易投資の状況のほか、法令・制度の概要、さらには将来のあり得べき

日中韓FTAに向けた考え方などが記述されている。

同報告書は2012年5月の日中韓サミットに報告され、3か国の首脳は、2012年内の交渉開始につき一致した。その後、事務レベルの協議を経て、2012年11月の日中韓経済貿易大臣会合にて、日中韓FTAの交渉開始を宣言した。2013年3月に第1回交渉会合が開催され、第2回交渉会合は7月下旬の開催を調整中である。

#### (iv) 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) (交渉開始に合意)

東アジアでの生産ネットワークの拡大及びASEANと周辺各国との経済連携の進展に対応するため、我が国は、2006年にASEANに対して日本、中国、韓国、インド、豪州、ニュージーランドを加えた「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」についての専門家研究実施を行うことを提案した。同専門家研究会は2007年～2009年にかけて実施され、2009年、首脳に対し最終報告がなされた。また、2009年に降政府間での検討を行っており、まずは貿易円滑化に関し、東アジアにおける包括的経済連携が実現した場合のありうべき制度・手続の簡素化等について2011年に報告がとりまとめられた。

2011年には、我が国と中国が共同して自由化に関する作業部会（物品貿易、サービス貿易、投資の3分野）の設置を提案し、合意された（2. (2) ③ (d) (i) 参照）。また、ASEAN側から、これまでの「ASEAN+3」の枠組みでの「東アジア自由貿易地域 (EAFTA)」及び「ASEAN+6」の枠組みでの「東アジア包括的経済連携 (CEPEA)」の取組を踏まえ、今後の地域的経済統合のあり方の一般原則を定めた東アジアの包括的経済連携の枠組み (RCEP: アールセップ) の提案があり、歓迎された。

その後、2012年8月のASEAN+パートナーズ経済大臣会合において、「RCEP交渉の基本指針及び目的」をとりまとめ、11月の首脳会議における交渉立ち上げを目指すことで合意した。同年11月には、ASEAN関連首脳会合において、「RCEP

交渉の基本指針及び目的」を16か国（ASEAN+日中韓印豪NZ）の首脳間で承認し、RCEP交渉の立上げが宣言された。「RCEP交渉の基本指針及び目的」では、物品貿易・サービス貿易・投資に加えて知的財産、競争等も交渉対象とし、包括的協定を目指すこと、既存のASEANとのFTAを上回る、包括的で質の高い協定を目指すこと等が盛り込まれている。RCEP交渉は、2013年早期に最初の交渉会合を開催し、2015年末までに交渉完了を目指すこととされた。

広域の経済連携であるRCEPによって、複数国で分業生産される製品も関税優遇を受けられるようにしたり、東アジア地域での原産地規則等のEPA利用手続きを統一したりすることができれば、東アジア地域の高度なサプライチェーンを反映したルールづくりに資するものとなる。

#### (v) TPP (交渉参加表明)

我が国は、2010年11月9日に閣議決定した「包括的経済連携に関する基本方針」（以下「基本方針」）において、TPPについては、「その情報収集を進めながら対応していく必要があり、国内の環境整備を早急に進めるとともに、関係国との協議を開始する」こととし、12月から関係国と情報収集等のための協議を開始した。2011年3月11日に発生した東日本大震災を経て策定された「日本再生のための戦略に向けて」（2011年8月5日閣議決定）では、「環太平洋パートナーシップ (TPP)」については、被災地の農業の復興にも関係しており、その点を踏まえ、更に国際交渉の進捗、産業空洞化の懸念等も踏まえ、しっかり議論し、協定交渉参加の判断時期については、総合的に検討し、できるだけ早期に判断する。」とした。その後、同年11月のハワイAPEC首脳会議を前に、国内で活発な議論が行われ、APECに臨む総理の会見において、「TPP交渉参加に向けて関係国との協議に入る」旨が表明された。

総理の表明をうけ、我が国は2012年1月からTPP交渉参加国と個別に交渉参加に向けた協議を行い、3月までにベトナム、ブルネイ、ペ



ルー、チリ、シンガポール、マレーシアからは交渉参加への基本的な支持を得た。また、米国、豪州、ニュージーランドとは、引き続き協議を行っていくこととしている。

2012年4月に行われた日米首脳会談では、双方が日米間協議を前進させるようお互い努力することで一致した。その際、オバマ大統領からは、自動車、更には保険、そして従来から取り上げてきた牛肉について関心の表明があった。

2012年12月の衆議院総選挙での政権交代後、安倍総理は就任時の記者会見において、TPPについては、「聖域なき関税撤廃を前提条件とする以上、交渉参加に反対」との自民党の政権公約と、「国益にかなう最善の道を求める」との自民党と公明党との連立合意を確認し、十分に状況・情報を分析しながら、総合的に検討していくことを表明した。

2013年2月に行われた日米首脳会談では、①日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在すること、②最終的な結果は交渉の中で決まっていくものであること、③TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃する

ことをあらかじめ約束することは求められないこと、の3点が首脳間で明示的に確認された。これらの点を含め、以下の「日米の共同声明」にある事項について首脳間で認識が一致した。

2013年3月15日には安倍総理が記者会見を行い、我が国としてTPP交渉に参加することを表明した。本記者会見において、安倍総理からは、TPPに参加し、自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と共に、アジア太平洋地域における新たなルールをつくり上げていくことは、日本の国益となるだけでなく、世界に繁栄をもたらす旨、発言した。加えて、日米の二大経済大国が参画してつくられる新たな経済秩序は、TPPの中だけでなく、RCEPやFTAAP(アジア太平洋自由貿易圏)のルールづくりのたたき台となるはずであると指摘した。

更に2013年4月12日には、日米間の協議が成功裡に終了したことが確認された。この日米協議の結果、保険、透明性／貿易円滑化、投資、規格・基準、衛生植物検疫措置<sup>11</sup>等を対象分野として、日米間でTPP交渉と並行して非関税措置に取り組むことを決定した。自動車分野の貿易に関しては、透明性、流通、基準、環境対応車／新技術搭

## 参 考 日米の共同声明

両政府は、日本が環太平洋パートナーシップ(TPP)交渉に参加する場合には、全ての物品が交渉の対象とされること、及び、日本が他の交渉参加国とともに、2011年11月12日にTPP首脳によって表明された「TPPの輪郭(アウトライン)」において示された包括的で高い水準の協定を達成していくことになることを確認する。

日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品というように、両国ともに二国間貿易上のセンシティブティが存在することを認識しつつ、両政府は、最終的な結果は交渉の中で決まっていくもので

あることから、TPP交渉参加に際し、一方的に全ての関税を撤廃することをあらかじめ約束することを求められるものではないことを確認する。

両政府は、TPP参加への日本のあり得べき関心についての二国間協議を継続する。これらの協議は進展を見せているが、自動車部門や保険部門に関する残された懸案事項に対処し、その他の非関税措置に対処し、及びTPPの高い水準を満たすことについて作業を完了することを含め、なされるべき更なる作業が残されている。

11 日本及び米国は、世界貿易機関(WTO)の衛生植物検疫措置の適用に関する協定(SPS協定)に基づいて並行二国間交渉の中で衛生植物検疫措置に関する事項について共に取り組む。

載車、財政上のインセンティブ等を対象事項としてTPP交渉と並行して以下のTORに従い自動車貿易に関する交渉を行うことを決定した。また、

TPPの市場アクセス交渉を行う中で、米国の自動車関税がTPP交渉における最も長い段階的な引下げ期間によって撤廃され、かつ、最大限に後

## 参考

## 自動車貿易TOR(仮訳)

日本政府及び米国政府（以下「両国政府」という。）は、以下に従って、TPP交渉と並行して自動車貿易に関する交渉を行う。

- ・本交渉の成果は、WTO協定に整合的なものとする。
- ・本交渉の成果は、両国政府の権限の範囲内のものとする。
- ・両国政府は、交渉の結果として合意される権利及び義務をTPP協定に附属される日米二国間の市場アクセスの表に組み入れ、したがって、これら権利及び義務は、TPP協定の紛争解決手続の対象となる。また、この分野における現行のMFN関税を再び課すこと（「スナップバック」手続）ができる特別な加速された紛争解決手続も、交渉を通じて定められる。

並行交渉は、以下の事項を取り上げ、これらの事項に対して具体的で意味のある成果をもたらすものとする。

特別自動車セーフガード：自動車分野における関税交渉の結果を考慮しつつ、自動車に関する特別セーフガードの実質的及び手続的な要素（損害の検証、適用期間及び補償を含む。）が取り上げられる。

透明性：両国政府は、自動車の製造、輸入、販売又は使用に影響を与え得る政府の規制措置の準備、採用及び適用に関する、意味があり予見可能で強固な透明性メカニズムの重要性について認識する。以下を含む分野における事項が取り上げられる。

- －規制措置案の十分な事前通知
- －ガイドライン及び類似の措置の提案を含む規制措置の策定に関する透明性及び無差別
- －当該措置の策定及び実施の過程を通じての意見表明のための意味のある機会
- －新たな規制に適合するための合理的な期間
- －規制の実施後の見直し
- －その他の措置

基準：型式認証の一層の円滑化及びコスト削減を含む、自動車分野における任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する事項並びに自動車部品を含む関連する事項が取り上げられる。両国政府は、更に、国連欧州経済委員会自動車基準調和世界フォーラム（WP29）で進行中の作業に特に焦点を当てつつ、自動車の環境性能及び安全に関する基準を調和させるために二国間で協力することの重要性を認識する。

PHP：日本の輸入自動車特別取扱制度（PHP）の下での更なる円滑化のための実質的なステップが並行交渉で取り上げられる。

環境対応車／新技術搭載車：両国政府は、代替燃料又は代替エネルギー源を利用した自動車の貿易を円滑化することの重要性を認識し、無差別な取扱いを確保することの必要性を含む、これらの自動車の製造、輸入、販売及び使用に関連して生じる事項を取り上げる。

財政上のインセンティブ：税制の運営に関する政府の主権的な権利を害することなく、財政上のインセンティブ又はその他の措置が、それらが両国の市場における競争条件に及ぼす影響に関連して、米国車（PHPを通じて輸入されたものを含む。）に対して差別的な効果を与えないことを確保するため、取り上げられる。

流通：自動車の流通及び整備に関連する事項が取り上げられる。

第三国協力：自動車に関する様々な事項（他国における市場アクセス及び投資を円滑化するための方法を含むが、これに限られない。）が議論される。

その他の事項：自動車貿易政策に関連する税関の事項を含むその他の事項は、いずれか一方の政府の要請に応じて提起され得るとともに、相互の合意により並行交渉に含まれ得る。

ろ倒しされること、及び、この扱いは米韓FTAにおける米国の自動車関税の取り扱いを実質的に上回るものとなることを確認した。

また、日本には一定の農産品、米国には一定の工業製品といった二国間貿易上のセンシティブティが両国にあることを認識しつつ、TPPにおけるルール作り及び市場アクセス交渉において緊密に共に取り組むことで一致した。

同年4月にTPP参加国の閣僚会議で日本の交渉参加が11か国から承認され、4月24日に米国政府が日本の交渉参加について議会に通知を行った。

#### (b) EUとの経済連携（交渉中）

EUは、近隣諸国や旧植民地国を中心としてFTAを締結してきたが、2000年代に入り、韓国等の潜在的市場規模や貿易障壁のある国とのFTAを重視するようになった。さらに、近年、先進国であるカナダとの交渉を開始（2009年）し、先進国とも通商関係強化に向けた動きをみせている。

こうした中、日EUの経済連携協定（EPA）については、2009年5月の日EU定期首脳協議において、日EU経済の統合の強化に協力する意図が表明され、翌2010年4月の日EU定期首脳協議では、「合同ハイレベル・グループ」を設置し、日EU経済関係の包括的な強化・統合に向けた「共同検討作業」を開始することに合意した。合同ハイレベル・グループにおける幅広い分野での作業の結果を踏まえ、2011年5月の日EU定期首脳協議において、交渉のためのプロセスの開始についての合意がなされ、日本政府と欧州委員会との間で、交渉の「範囲(scope)」及び「野心(ambition)」のレベルを定める「スコーピング作業」を実施することとなった。

スコーピング作業は2012年5月に実質的に終了し、同年11月29日のEU外務理事会において、欧州委員会が加盟国より交渉権限（マンデート）を取得した。これをうけて、2013年3月に行われた日EU電話首脳会談において、日EUのEPA／

FTA及び政治協定の交渉開始に合意し、第1回交渉会合が4月に開催された。

日EU・EPAに向けた産業界からの要望は高い。日本経団連は、11月29日のEU側のマンデート取得にあたり、「わが国企業が望んで久しいEUとの経済連携協定について、ようやくスタートラインに立つことができる。速やかに交渉を開始し、協定の早期締結を目指してもらいたい。」との会長コメントを発した。日欧産業界から構成される日EU・ビジネスラウンドテーブルは、2012年4月の年次提言において、「日・EU経済関係の潜在的な成長力さらに高め、潜在化させるために、野心的でバランスの取れた、互恵的かつ包括的な日・EU/FTAを実現し、関税、非関税障壁、政府調達、投資、規制・基準の調和や相互承認等に関する主要な未解決の課題を解決するように求める」との提言を示した。

このような産業界からの期待を背景に、日EU・EPAは、関税、非関税措置、サービス、投資、政府調達、知的財産権、競争政策などを含む包括的かつレベルの高い協定を目指している。

#### (c) GCCとのFTA（交渉中）

バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦からなるGCC（湾岸協力会議）諸国とのFTAについては、2006年3月に物品とサービスの分野を対象とした交渉開始に合意、4月に小泉総理（当時）とスルタン・サウジアラビア皇太子の共同声明で交渉入りを発表、2006年9月に交渉を開始し、2007年1月に第2回交渉を実施した。また、2009年3月には第4回中間会合を開催した。この地域は、我が国の原油輸入量全体の約75%（2011年）を占め、また我が国からの総輸出額も1.6兆円に達する（2011年）など、同諸国との間で経済関係を含めた友好的な関係を形成・維持することが、我が国のエネルギー安全保障及び貿易拡大の観点から重要である。更に、日・GCC間のFTAに含まれていない分野については、サウジアラビア、カタール



ル、UAE、クウェートと、それぞれ二国間の取組を設置・強化している。サウジアラビアとは中断していた投資協定交渉を2006年10月から再開し、2008年5月に実質合意に至った。カタールとはエネルギー分野や投資・ビジネス環境分野を協議する日カタール合同経済委員会を2006年11月から2011年10月まで計6回開催し、投資協定の早期締結を目指すことを要請した。また、アラブ首長国連邦、クウェートとの間にも合同経済委員会を設置し、それぞれ、2007年12月、2010年6月に第1回を開催した。さらに、クウェートとの間では、2010年4月に投資協定交渉を開始し、2012年3月に署名に至った。

#### (d) モンゴルとのEPA(交渉中)

モンゴルとのEPAについては、2010年1月に行われた政府間の実務レベル協議において、官民共同研究が立ち上げることが決定された。共同研究は、2010年6月から2011年3月まで行われ、日モンゴル両国首脳にEPAの早期の交渉開始を提言する内容の最終報告書が2011年3月に完成した。

同共同研究の最終報告書をうけ、2012年3月の日モンゴル首脳会談において、互恵的かつ相互補完的な経済関係の構築に向けて、日・モンゴル経済連携協定(EPA)交渉を開始することで一致した。

その後、両国は2012年6月に第1回交渉会合を、同年12月に第2回交渉会合を、翌2013年4月に第3回交渉会合を開催した。また、2013年3月の日モンゴル首脳会談では、早期妥結に向けて精力的に交渉を進めることにつき一致した。

日モンゴルEPAが締結されればモンゴルにとって初めてのFTA/EPAとなり(2013年4月現在、モンゴルはいずれの国ともFTA/EPAを締結していない)、両国間の政治的・経済的つながりの強化に資するだけでなく、2010年11月の日本・モンゴル共同声明に掲げる「戦略的パートナーシップ」の構築に向けた重要なステップとなる。

#### (e) コロンビアとのEPA(交渉中)

2008年に設立された両国産学官の代表者で構成する「日本コロンビア賢人会」により、日本とコロンビアとのEPAが、2008年にコロンビア大統領に対し、2009年に日本総理に対して提言された。コロンビア政府は経済の自由開放政策を掲げるなか、発効済の中南米諸国とのFTAに加え、米国、EU、カナダ等とのFTAに合意した他、韓国ともFTA交渉を既に開始している。

このような状況の中、「日本コロンビア賢人会」による提言をふまえて開始されたコロンビアとの投資協定交渉は、2010年12月に実質合意に至り、2011年9月のサントス大統領訪日時に署名式を行った。また、この機会に行われた、日コロンビア首脳会談において日コロンビアEPAの共同研究立ち上げが合意された。これを受け、2011年11月から、2012年5月まで共同研究が行われ、2012年7月に、あり得べきEPAは両国に多大なる利益をもたらすであろうとの報告書がとりまとめられた。

共同研究報告書を受けて、2012年9月に行われた日コロンビア首脳会談にて、両国はEPA交渉を開催することで一致し、同年12月に第1回交渉会合が開催された。

#### (g) トルコとのEPA(共同研究中)

トルコと我が国とは、2012年7月に第1回日・トルコ貿易・投資閣僚会合を開催し、日トルコEPAの共同研究を立ち上げることにつき合意した。これを受けて、同年11月に第1回、2013年2月に第2回の共同研究が開催された。

### ②発効済みEPA

#### (a) ASEANとのEPA

日ASEAN間では、広域経済連携の取組(前述①(iv))に加えて、ASEAN各国との二国間での取組と日ASEAN全体での取組を並行して進めている。

(i) ASEAN全体とのEPA

ASEAN全体とのEPAである日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)は、2004年11月の首脳間での合意に基づき2005年4月より交渉を開始し、2008年4月14日に各国持ち回りでの署名を完了し、12月1日に発効した(2012年2月時点で日本、シンガポール、ラオス、ミャンマー、ベトナム、ブルネイ、マレーシア、タイ、カンボジア、フィリピンに関して発効)。AJCEPは、日本とASEANを1つのエリアとして、人口7億人、経済規模5兆6千億ドルの自由な経済圏を制度化するものであり、日本とASEAN双方の経済活性化の上で、非常に重要な意義がある。東アジア地域において、ASEANは依然として我が国との貿易・投資関係が最も深く重要な地域であり、既存の投資による蓄積が多く存在するASEANの資産を有効活用する観点からも重要である。更に、AJCEPは、日本とASEAN各国との二国間EPAでは対応が不十分な、日ASEANワイドで行われている経済活動の実態により即した形での産業競争力強化に資する。例えば、日本で製造した高付加価値部品を用いてASEAN域内で最終製品に加工し、その製品を域内輸出する場合には、既存の枠組み(二国間のEPA、AFTA)における特恵を享受できないケースが生じるが、AJCEPで、原産地規則における累積規定が日本及びアセアン域内で適用されることで、本協定における特恵を享受する可能性を提供する。

また、AJCEPのサービス貿易章・投資章については、協定発効後1年以内に小委員会を立ち上げ、引き続き交渉していくこととされており、2010年10月に両章の交渉を開始した。

(ii) シンガポールとのEPA

2002年1月13日に署名、同年11月30日に発効した。本協定は、我が国最初の地域貿易協定(RTA)として、貿易・投資の自由化・円滑化や経済制度の調和により、域内貿易・投資を拡大し、ペーパーレス貿易や相互承認等の分野で制度の調和を図るとともに、情報通信技術(ICT)や

貿易・投資の促進分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進するものである。なお、2006年4月に開始された協定見直し交渉が2007年3月に議定書署名、同年9月に発効に至り、更なる自由化が図られている。

(iii) フィリピンとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2006年9月9日の日比首脳会談において署名し、2008年12月に発効した。フィリピンにとっては初の二国間EPAである本協定は、両国間の物品、ヒト、サービス、資本の自由な移動並びに知的財産、競争政策、ビジネス環境整備等の制度の調和・明確化を促進し、双方の経済活動を発展させるとともに、知的財産、競争政策、ビジネス環境整備、更には人材養成、貿易投資、情報通信技術、中小企業等の分野で二国間協力を充実させる等、二国間における包括的経済連携を推進することを目的としている。また、本協定により、2009年5月から、フィリピン人の看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

(iv) マレーシアとのEPA

2004年1月より交渉を開始し、2005年5月に大筋合意を確認、同年12月13日に両国首脳間で協定に正式署名し、2006年7月に発効した。

マレーシアには多くの日系企業が現地進出しており、両国の経済的結びつきは深い。したがって、このような両国間での経済連携協定の実現は、部品調達、販売の円滑化を促し、両国間の貿易投資を一層拡大させる効果がある。具体的に効果の大きい項目としては、まず関税の撤廃・削減が挙げられる。また、多くの進出企業にとって、投資ルールの整備やサービス自由化に加え、ビジネス環境向上のために両国の官民双方が取り組む枠組みであるビジネス環境整備小委員会を設置したことは、重要な意義を有する。同委員会は2007年3月の第1回を皮切りに、2011年9月までに5回の会合が開催されている。ビジネス環境整備小委員会では、同地でビジネスを行う上で様々な問

題を議論し、解決の実績が出ていることから、産業界からも高い評価を得ている。このほか、物品、原産地、サービス、投資、TBT(貿易の技術的障害に関する協定)、協力分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

#### (v) タイとのEPA

2004年2月より交渉を開始し、2005年9月の大筋合意を経て2007年4月3日に首脳間で署名に至り、2007年11月に発効した。

本協定の締結により、タイは自動車の一部を除くほとんどの鉱工業品の関税を10年以内に撤廃し、我が国は、多くの農産品を含む包括的な関税撤廃削減を行うこととなった。タイは、投資分野についても、製造業投資の規制を強化しないことを宣言するとともに、サービス分野については特に、修理・メンテナンスや小売・卸売サービス等の製造業関連サービスの一部について、外資規制を緩和した。人の移動分野では、タイ人スパ・セラピスト及び介護福祉士の日本への受入並びに日本人のタイにおける滞在及び労働許可の取得に係る条件の緩和について検討するため、現在協議中である。このほか我が国は、自動車や鉄鋼等の産業協力、農業協力等を実施している。タイは、ASEAN内では第1位の貿易相手国であるが、日本からの輸出品のほとんどが有税かつ高関税であるため、本協定の発効による関税撤廃のメリットは大きい。また、タイにとって日本は第1位の投資国であり、多くの日本企業が進出しており(2010年現在、日本商工会議所加盟数がASEANで最大) ASEANにおける日本企業の中核的な生産拠点である。これら現地進出日本企業が抱えるビジネス上の諸問題を解決するため「ビジネス環境の向上に関する小委員会」を設置し、2012年までに4回開催しており成果が出始めている。投資ルールの整備やサービス自由化による事業環境の整備の観点からも本協定のメリットは大きい。

#### (vi) インドネシアとのEPA

2005年7月より交渉を開始し、2006年11月に大

筋合意を確認、2007年8月の首脳会談で署名に至り、2008年7月に発効した。

インドネシアとの経済連携協定は、貿易障壁の削減・撤廃に加えて、既存の法制度の整合性や各制度の合理的な運用・透明性の確保、投資環境の改善等の効果がある。また、インドネシアは、天然ガス、石油など豊富な地下資源を有しており、本協定にはエネルギー・鉱物資源章が設置されている。我が国はインドネシアにとって最大の貿易相手国(2010年)であり、両国の経済的な結びつきは深い。インドネシアはASEAN域内で最大の人口(約2.38億人)を擁しており、我が国企業にとって有望な市場への優先的なアクセスが実現する。本協定に基づき、製造業分野での二国間協力(14分野27案件)を実施しており、二国間経済関係の一層の強化が期待される。また、本協定により、2008年8月からインドネシア人看護師候補者及び介護福祉士候補者を受入れている(入国者数、国家試験合格人数等の詳細は第3章「人の移動」に記載)。

#### (vii) ブルネイとのEPA

ブルネイとのEPAは、2006年5月の麻生・モハメッド外相会談での正式交渉開始の決定を受け、2006年6月より交渉を開始し、同年12月の大筋合意を受け、2007年6月に署名し、2008年7月末に発効した。

ブルネイは、天然ガスなど、我が国にとって重要なエネルギー供給国の1つである。日ブルネイEPAでは我が国初の独立したエネルギー章が設置されている。同章にはエネルギー分野において規制措置をとる際の既存の契約関係への十分な配慮、及び相手国への通報・協議の実施、環境への配慮、協力、二国間の協議メカニズム等が盛り込まれ、エネルギー分野において安定的で両国の利益となるような関係の維持・強化に資する内容となっている。

#### (viii) ベトナムとのEPA

ベトナムとのEPAは、2006年10月の日越首脳会談において交渉入りに合意し、2007年1月に交



渉開始した。その後計15回の交渉会合を経て、2008年9月に大筋合意に至り、同年12月に署名、2009年10月に発効した。ベトナムにとっては初の二国間EPAとなる。

ベトナムは、近年、ビジネス環境整備の枠組みである日越共同イニシアティブ（2003年開始）や日越投資協定（2004年発効）の効果もあり、自動車・電子電気関連の製造業をはじめとした日本企業からの投資は着実に増加し、我が国産業界の関心は非常に高い。しかし、部品・素材等の高い関税率、裾野産業が未発達であること等が今後の課題となっている。日越EPAは、こうした課題に取り組むとともに、両国間の経済関係の更なる強化に資することが期待される。本協定の締結により、物品貿易分野において、ベトナム側は現地製造業が生産に必要とする部品・素材を中心とした関税削減及び撤廃を行う。ベトナム側は、中国ASEAN FTA、韓国ASEAN FTAでは譲許していない高い水準の自由化を約束した。他方、日本

側は鉱工業品分野ではほぼすべての品目で関税を撤廃し、農水産品分野についても市場アクセスを改善した。人の移動分野では、ベトナム人IT技術者の移動を促進するため、現行の入管制度の範囲内でIT技術者に関する約束をしたほか、看護師・介護士については、将来的な受入れの可能性について、協定の発効後の協議の結果、2011年10月の日越首脳会談において受入に係る覚書に署名が行われ、2012年6月17日に発効した。2012年11月には、EPAに基づき、日本が受け入れるベトナム人看護師・介護福祉士候補者を対象とした訪日前日本語研修（12ヶ月間）が現地にて始まった。また、裾野産業育成の協力や食品衛生管理及び動植物検疫体制強化のための協力等を行うことも規定されている。

#### (b) メキシコとのEPA

2002年11月より交渉を開始し、2年近くに亘る精力的な交渉の結果、2004年3月、関係閣僚間で

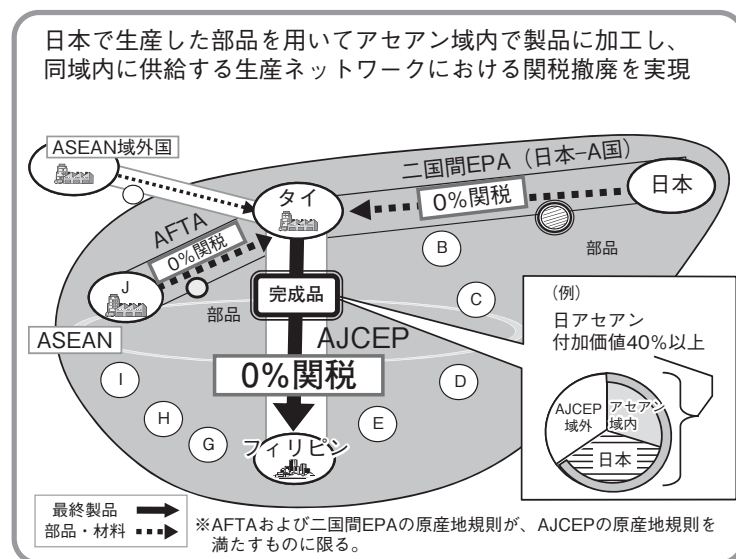


### 日本とASEAN各国とのバイ協定と日アセアンEPAとの関係

アセアンと各国との二国間EPA（日シンガポール、日マレーシア、日タイ、日ブルネイ、日インドネシア、日フィリピン：発効済、日ベトナム：署名済、両国での国会承認等所用の手続を経て発効した後利用可能に）と日アセアンEPA(AJCEP)とは、法的な優先関係が存在しない全く別個の協定である。AJCEPはアセアン10か国との協定であるので、二国間EPAのないカンボジア、ラオス、ミャンマーもカバーしている。また、AJCEPと二国間EPAの両方が利用可能である国と日本との貿易では、産品がそれぞれの協定に基づく原産品と認められる場合、それぞれの協定に基づく特惠税率が適用可能である。どちらの関税上の特惠が適用されるか

は、原則、輸入国税関に輸入申告する際、輸入者がどちらの協定の規定に基づく原産地証明書を添付したかによって決まる。そのため、各利用者が双方を比較しより良い方を選択することが可能である。特に、日本である製品の部品を生産し、それをアセアン加盟国Aに輸出し、さらにそのまま、またはA国で加工して他のアセアン加盟国Bに輸出するケースでは、B国が輸入する際には日本の二国間EPAは適用されないが、AJCEPの適用が可能な場合がある。日本とアセアン域内とで複雑な生産ネットワークをもつ日本企業にとってAJCEPは非常に重要である。

## 日アセアン生産ネットワークでのEPA税率の利用



本協定の大筋合意に至り、法技術的な整備作業を経て、2004年9月、両国首脳間で協定に正式署名した。本協定は2004年11月に批准、2005年4月1日に発効した。本協定の発効により、これまでメキシコへの輸出品に付加されていた平均関税率（約16%（2001年平均実効税率ベース））の大部分が10年以内に撤廃され、また、投資・サービス、政府調達等の分野で、我が国はメキシコにおいて欧米等諸国と同等の競争環境を得ることが可能となった。本協定発効後、日本からメキシコへの輸出货量（2008年）は発効前の2004年から約1.6倍、日本のメキシコからの輸入量は約1.5倍となり、投資面では自動車関連企業による生産増強、販売拠点設立等がみられる。また、本協定発効後は、民間代表も参加したビジネス環境整備委員会（2012年までに6回開催）を含む、両国政府による協定下各委員会の実施や日メキシコ関係者が協力して行った投資セミナー、エネルギーセミナー、ミッション派遣の実施等、両国間の経済連携の強化に向けた取組が行われている。なお、2009年に4月に開始された協定見直し交渉が、2011年2月に合意に至った（同年9月署名、2012年4月に発効）。本見直しにより、物品の貿易に関する市場アクセスの条件が更に改善し、原産地の証明の方法として認定輸出者による原産地申告

制度等が導入された。今後、両国間貿易が一層促進され、両国経済関係が一層緊密化することが期待される。

## (c) チリとのEPA

2004年11月の首脳会談において、EPAの可能性について検討するための産学官による「共同研究会」の立ち上げに合意し、2005年1月末に研究会を開始、以後4回の会合を実施した。同年11月、両国首脳間で、共同研究会の報告書を踏まえ、EPA交渉を開始することに合意し、2006年2月から9月にかけて4回の交渉会合を実施、2006年9月に市場アクセスを中心に協定の主要な要素について大筋合意に至った。その後、第5回交渉を同年11月に開催し、同月の首脳会談において交渉の妥結が確認され、2007年3月末に日チリEPAは署名され、同年9月に発効した。チリは、我が国と同様に貿易立国として開放的な経済政策を積極的に推進している。政治・経済情勢も安定しており、我が国にとって鉱物資源の重要な供給国でもある。また、チリは、米国、カナダ、EU、EFTA、韓国、中国等、既に約50か国との間でFTAを締結しており、我が国としては、FTA/EPAが存在しないことによる経済的不利益を解消することが重要であった。

#### (d) スイスとのEPA

2005年4月の首脳会談において、日スイスFTA/EPAのメリット・デメリットを含め、先進国間に相応しい経済連携の強化の在り方に関する政府間での研究を立ち上げることに合意し、同年10月から2006年11月にかけて、5回の共同研究会合が開催された。本研究の報告を受け、2007年1月、両国首脳間でEPA交渉の開始に合意し、8回の交渉会合を経て2008年9月に大筋合意、2009年2月に署名、同年9月1日に発効した。日スイスEPAは我が国にとって欧米先進国との初のEPAであり、先進国間EPAのモデルとなり得る高いレベルの内容を実現している。具体的には、物品貿易における質の高い自由化（主要鉱工業品の関税即時撤廃を含む、発効後10年以内で往復貿易額の99%以上を関税撤廃等）、我が国のEPAでは初めて原産地証明制度に関して認定輸出者による自己証明制度の導入、同じく我が国のEPAでは初めて電子商取引章の設置を実現している。その他、投資、サービス、知的財産に関しても高いレベルの成果を得ている。また、本協定の実施状況や改正について議論する合同委員会を設置し、2011年2月には第2回の会合を開催した。このほか、経済関係の緊密化、原産地分野などにおける小委員会も開催されており、EPAの執行が進んでいる。

#### (e) インドとのEPA

2004年11月、首脳会談において両国の経済関係強化の在り方につき包括的な観点から協議するための共同研究会を立ち上げることに合意し、2005年7月から2006年6月にかけて4回の共同研究会を開催した。この共同研究会の報告書を受け、2006年7月に開催された日印首脳会談で、交渉の実施に向けた事務レベルの準備を開始するよう指示が出された。その後、2006年12月の日印首脳会談で、2007年1月からの交渉入り及び約2年以内の可能な限り早期の実質的な交渉終了を目指すことに合意した。さらに、2009年12月の日印首脳会

談で、早期合意を目指し交渉を加速化することに合意した後、2010年9月の第14回交渉会合にて大筋合意、10月の日印首脳会談で交渉完了に至った。その後、2011年2月に署名に至り、同年8月1日に発効した。

インドは我が国からの輸出品のほとんどに対して高関税を課しており、関税撤廃により、輸出促進だけではなく、製造業中心の我が国進出企業の自由な調達活動が可能となる。投資・サービス分野については、自由で透明かつ安定したルールを策定し、事業環境を整備することが重要である。インドへの輸出における主要な有税品目及び2011年時点の関税率は、自動車部品（10%）、鉄鋼製品（5%）、織機（7.5%）などであったが、交渉の結果、自動車部品については10年で関税撤廃、鉄鋼製品については5年、織機は10年で撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の約94%の品目が関税撤廃されることとなる。

#### (f) ペルーとのEPA

2008年11月の日秘首脳会談において、ペルー側から強い希望のあった日秘EPAの交渉開始に向け合意し、2009年1月から3月にかけて、3回の民間研究会を開催した。本研究の報告書を受け、2009年4月に開催された日秘首脳会談にて、日秘EPA交渉開始が合意された。2009年5月から2010年11月にかけて7回の正式会合と中間会合を開催し、2010年11月に交渉を完了した。その後、2011年5月に署名し、両国内での批准手続きを経て2012年3月に発効した。ペルーへの輸出における主要な有税品目及び2010年時点の関税率は、自動車（9%）、バイク（9%）、テレビ（9%）などであったが、交渉の結果、自動車については即時～10年で関税撤廃、バイクについては9年で撤廃、テレビは即時撤廃となる。協定発効後10年間で往復貿易額の99%以上の品目が関税撤廃されることとなる。